

## 予算特別委員会会議録

日時 平成30年3月19日(月) 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後4時31分

場所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員長 渡辺 英機  
副委員長 土橋 亨  
委員 浅川 力三 鈴木 幹夫 望月 勝 山田 一功  
桜本 広樹 遠藤 浩 渡辺 淳也 宮本 秀憲  
乙黒 泰樹 望月 利樹 上田 仁 卯月 政人  
古屋 雅夫 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

知事 後藤 斎  
副知事 吉原 美幸 副知事 柵木 環  
総務部長 鈴木 康之 総合政策部長 市川 満 県民生活部長 立川 弘行  
リニア交通局長 岡 雄二 防災局長 茂手木 正人 福祉保健部長 小島 徹  
森林環境部長 保坂 公敏 林務長 小島 健太郎 エネルギー局長 宮澤 雅史  
産業労働部長 佐野 宏 観光部長 樋川 昇 農政部長 大熊 規義  
県土整備部長 垣下 禎裕 公営企業管理者 赤池 隆広  
教育長 守屋 守

議題 第21号 平成30年度山梨県一般会計予算  
第22号 平成30年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算  
第23号 平成30年度山梨県災害救助基金特別会計予算  
第24号 平成30年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算  
第25号 平成30年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算  
第26号 平成30年度山梨県農業改良資金特別会計予算  
第27号 平成30年度山梨県市町村振興資金特別会計予算  
第28号 平成30年度山梨県県税証紙特別会計予算  
第29号 平成30年度山梨県集中管理特別会計予算  
第30号 平成30年度山梨県商工業振興資金特別会計予算  
第31号 平成30年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算  
第32号 平成30年度山梨県流域下水道事業特別会計予算  
第33号 平成30年度山梨県公債管理特別会計予算  
第34号 平成30年度山梨県国民健康保険特別会計予算  
第35号 平成30年度山梨県営電気事業会計予算  
第36号 平成30年度山梨県営温泉事業会計予算  
第37号 平成30年度山梨県営地域振興事業会計予算

審査の概要 総括審査日程表により、午前10時03分から午後1時56分まで(午前11時38分から午後1時まで休憩をはさんだ)自民党誠心会の質疑、休憩をは

さみ午後2時40分から午後3時46分までチームやまなしの質疑、さらに休憩をはさみ午後4時から午後4時30分までリベラルやまなしの質疑を行った。

主な質疑等 付託案件第21号議案ないし第37号議案

質疑

浅川委員 (東京オリンピック・パラリンピック機運醸成推進事業費補助金について)  
初めに当初予算概要80ページの東京オリンピック・パラリンピック機運醸成推進事業費補助金についてであります。

東京オリンピック・パラリンピックまで2年余り、先日は公式マスコットキャラクターも決まり、これから2020年の本番に向け、機運醸成が急務となっておりまいます。この補助金は県民挙げての機運醸成を図ることを目的としていると承知していますが、まずこの補助金の補助先、具体的に想定される事業などについて伺います。

市川総合政策部長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

本県におきましては、事前合宿の誘致がおおむね順調に進んでおりまして、今後はその効果を広く県内に波及させることが課題と考えているところでございます。このため、この補助金では、ホストタウンに登録された市町村が競技団体等と連携して行います市町村の枠を越えた各種交流事業に対しまして助成することとしております。

また、具体的な事業といたしましては、ホスト対象国のアスリートや関係者が来県する機会を捉えた、県内児童生徒等とのスポーツや文化における交流でありますとか、本県伝統産業のPRを行う産業交流事業などを想定しているところでございます。

浅川委員 私は、県自転車競技連盟の会長としてオリンピック・パラリンピック組織委員会などへ誘致活動を展開してきたところ、自転車ロードレースについて本県を通過するコースが最有力となりました。本年2月末にはフランスの自転車ロードレースのチームによる山中湖村での事前合宿が決定し、先日、歓迎レセプションに監督、コーチが来県したことも踏まえ、県自転車競技連盟としてもこれを契機として機運醸成に積極的に貢献してまいりたいと考えております。

ついては、この補助金を活用する場合、具体的にどのような手続が必要となるのか伺います。

後藤知事 県レベルの競技団体と連携して行います機運醸成事業は、まさにこの補助金が想定しているところでございます。現在、県内では御案内のとおり11の市町村がホストタウンに登録されており、交付申請は、このホストタウン登録の市町村から県宛てに行ってもらふこととなります。このため、当該市町村と競技団体の皆様には、事業内容の詳細や役割分担等につきまして、事前に十分な打ち合わせを行っていただきたいと考えております。

また、これにあわせまして県では、東京オリンピック・パラリンピック推進体制を強化するため、明年度、総合政策部にオリンピック・パラリンピック推進室を設置することとしておりまして、この組織を中心に関係機関が一体となって、機運醸成についても万全の体制で臨んでまいりたいと考えております。

(東京オリンピック・パラリンピック受入体制整備資金貸付金について)

浅川委員

次に、当初予算概要81ページの東京オリンピック・パラリンピック受入体制整備資金貸付金についてであります。

現在、県内11市町村がホストタウンに登録され、9市町村での事前合宿が決定しております。今後は事前合宿の受入体制の強化を図るため、各市町村において施設の整備が進められることと思っております。

地元の北杜市においても、フランスのバレーボールを対象に事前合宿の誘致に取り組んでおりますが、練習施設として想定している白州体育館の改修などのためには多額の費用がかかることが見込まれています。

そこで、明年度予算にこの貸付金が新たに計上されておりますが、その狙いと要件について伺います。

鈴木総務部長

お答えいたします。

本貸付金の狙いとしましては、東京オリンピック・パラリンピックの開催は観光産業をはじめさまざまな分野で本県経済への波及効果が見込まれることから、本県の魅力発信につなげていくため、ホストタウン登録市町村が行う受入体制強化のための施設整備に対し、その円滑な資金調達を支援するものでございます。

また、その要件としましては、国の支援措置のあるものを除くハード事業に貸し付けることとし、具体的には事前合宿に活用する既存のスポーツ施設や交流施設の改修、また、道路や公園など、周辺施設の改修を想定しているところでございます。

(安全で快適な自転車利用環境創出事業費について)

浅川委員

次に、当初予算概要125ページの安全で快適な自転車利用環境創出事業費についてであります。

県内ではマウント富士ヒルクライム、グランfond八ヶ岳の2大会を中心に、各地で自転車を利用したさまざまなイベントが開催され、年々、自転車人気の高まりとともに数多くの自転車ファンが本県を訪れ、地域の活性化に大きく貢献しております。また、東京オリンピック・パラリンピックの自転車ロードレースが本県で開催されることで、今後、自転車への関心がより一層高まることが見込まれます。

私は、自転車愛好家が増加する中、安全で快適な自転車の活用を図っていくことは非常に時宜にかなったものと思っておりますが、自転車活用推進計画とはどのような計画なのか伺います。

垣下県土整備部長 ただいまの質問にお答えいたします。

自転車活用の一層の推進を図るため、昨年5月に自転車活用推進法が施行されたところでございまして、国では本年夏までに自転車活用推進計画を定めることとしているところでございます。

本県におきましても、この国の計画を踏まえた山梨県版の自転車活用推進計画を定めることとしているところでございます。この山梨県計画におきましては、県内各地域の資源、特色、こうしたものを生かしつつ、観光振興の促進、健康の増進、また、交通安全対策など、総合的施策が展開できるよう、そういった内容にしていきたいと思いますと考えているところでございます。

浅川委員

自転車活用推進計画はさまざまな分野にわたるということであれば、総合的に幅広く検討していくことが重要であります。県庁内でも県土整備部だけでな

く、関係する部局と連携して計画策定に当たるとともに、専門的な分野で活躍する方々からの意見を取り入れることも大切だと思いますが、計画策定に向け、どのように取り組んでいくのか伺います。

垣下県土整備部長 この自転車の計画でございますが、非常に内容が多岐にわたる、委員御指摘のとおり、そういうものだと想定されているところでございます。そうしたことから、まず庁内関係部局と連携しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、計画策定に当たりましては、それぞれの専門分野の有識者の方々や市町村からも幅広く御意見をいただきながら、地域の特色を踏まえた計画としてまいりたいと考えているところでございます。

(地域連携DMO事業費について)

浅川委員

次に、当初予算概要38ページの地域連携DMO事業費についてであります。

官公庁は観光地域づくりの牽引役ともなるDMOによる地方創生を目指しており、私は本県においてもこの取り組みは大変重要であると提言してまいりました。

そうしたところ、県では昨年4月、全県的なかじ取り役となる地域連携DMOとしてやまなし観光推進機構を整備し、活動を開始したことは、日本一の観光立県に向けた大きな前進と評価するところです。

一方、県内では地域の観光協会などにおいてもDMO化の動きが見られますが、マーケティングやブランディングなどを担う人材の確保や多様な関係者の合意形成などが課題となっていると伺っております。私は、県内各地でのDMO化が進むことで地域の環境産業のさらなる活性化につながるものと思います。

そこで、県ではこの事業において観光協会などへの支援を行うとのことですが、どのような内容なのかまず伺います。

樋川観光部長

お答えをいたします。

DMO化を目指す観光協会等を支援するため、多様な関係者の方々の合意形成が進みますように、地域の観光事業者や住民等を対象にいたしました先進事例を学ぶフォーラムの開催等を支援するとともに、国と連携をしまして、DMO化に不可欠な専門人材の情報提供を行ってまいります。

また、明年度は、市町村ごとに来訪者や観光資源の詳細な分析を行いまして、観光地としての評価をまとめた観光カルテを新たに作成いたしまして、DMO化に必要な市場データの収集・分析や計画づくりの支援を行うこととしております。

こうした取り組みに加えまして、地域の観光事業者等に対する経営改善のための専門家の派遣や、それから収益力の向上、人材育成などのセミナーを引き続き実施いたしまして、地域の観光協会等の観光地域づくりを支援してまいります。

浅川委員

説明を伺うと、まずDMO化に向けた第一歩といったところだと感じます。今後もしっかりと事業を進めていただきたいと思います。

さて、旅行目的の多様化や訪日外国人の増加などにより、マーケットは日々変化しており、旅行者のニーズに柔軟かつ的確に対応していくことが求められています。こうした中、私は各種データの収集・分析と、データに基づいた戦略的なマーケティングが極めて重要であると思います。

そこで、明年度実施する次世代観光産業活性化プロジェクト推進事業では、ビッグデータなどを活用するとのことですが、具体的にどのように取り組んでいくのか伺います。

樋川観光部長

本事業は将来の観光産業の活性化を見据えまして、平日、または冬季の誘客や周遊観光の促進など、広域的な観光産業の課題解決につながります地域の取り組みを支援していくものであります。

具体的には、スマートフォンなどから収集いたしました位置情報などのいわゆるビッグデータを活用いたしまして、観光客の動向実態や、また、今後進むべき方向性を整理しまして、必要な助言等を行って、観光協会等が取り組む観光戦略の策定を支援してまいります。

また、その戦略に基づき行います関係者のネットワークづくり、地域の歴史・文化、食などを活用いたしました旅行商品の開発等に要する経費を助成いたしまして、県内各地における魅力ある観光地づくりを進めてまいります。

(八ヶ岳牧場甲州牛生産体制強化事業費について)

浅川委員

次に、当初予算概要48ページの八ヶ岳牧場甲州牛生産体制強化事業費についてであります。

甲州牛は本県を代表する銘柄牛肉であり、品質の高さから県内外のレストランやホテルにおいてメインディッシュの食材として幅広く利用されています。地元の北杜市では多くの肉用牛農家が磨き抜かれた飼育技術の積み重ねにより、甲州牛の生産に取り組まれています。高齡化による担い手不足や全国的な和牛繁殖農家戸数の減少に伴う子牛価格の高騰が経営を圧迫するなど、生産基盤の弱体化が懸念されるところであります。

県立八ヶ岳牧場は八ヶ岳南麓の広大な牧草地を活用した酪農家の預託放牧や和牛雌牛を活用した子牛の生産に取り組んでいることから、甲州牛を安定的に生産するための中心的な役割を担っていると考えますが、八ヶ岳牧場では甲州牛の増産にどのように取り組んでいくのか伺います。

大熊農政部長

お答えいたします。

八ヶ岳牧場で飼育している和牛雌牛から生まれる年間約160頭の子牛を肉用牛農家に提供しているところでございます。

また、乳用牛を用いて和牛子牛の生産を行うため、畜産酪農技術センターと連携して、和牛受精卵を年間200個以上生産し、和牛受精卵の移植を希望する酪農家に受精卵を提供するとともに、八ヶ岳牧場に県内の酪農家から預託されている乳用牛のうち、酪農家から依頼のあったものについて和牛受精卵の移植を実施しているところでございます。

浅川委員

甲州牛を生産する農家の皆様からは、和牛雌牛の数に限りがあることから、乳牛に和牛の受精卵を移植する、いわゆる借り腹による県産の和牛子牛の安定生産に期待しているとの声を聞きます。

一方、酪農家の皆様からは、和牛子牛が生まれても、それを家畜市場に出荷できる4カ月齢まで育てることは難しいとの声が聞かれます。

明年度予算では甲州牛の増産を図るため、県立八ヶ岳牧場に和牛子牛を育成するための施設などを整備するとのことですが、その具体的な内容について伺います。

大熊農政部長

お答えいたします。

酪農家が和牛子牛を育てる負担を軽減するとともに、甲州牛生産農家に安定的に子牛を提供する仕組みを確立するため、八ヶ岳牧場が和牛子牛の飼育管理を実施することとし、150頭規模の子牛を哺育・育成する施設を新たに整備する計画でございます。

明年度は、牛舎や堆肥舎の測量設計を行い、用地造成に着手するとともに、良質な飼料を確保するための牧草地の改良や給水施設の整備等を実施することとしております。

浅川委員

甲州牛生産農家のたゆまぬ努力により、ここ数年、400頭前後の生産量を維持しておりますが、需要を十分に満たしているとは言えない状況だと思えます。

県では本年度、畜産酪農技術センター長坂支所に受精卵移植の研究棟を整備し、明年度、八ヶ岳牧場の整備に着手することですが、子牛増産に向けた準備が整うこととなります。今後は肉質の維持または向上を図ることによって、甲州牛の増産につなげていくことが重要になってくると思えますが、どのように取り組んでいくのか伺います。

大熊農政部長

お答えいたします。

県では、肥育された牛がより多く甲州牛に認定されるよう、JAや子牛育成協会など、関係機関と連携しながら、生産農家に対して、餌の与え方などの肥育技術の指導を実施してまいります。

また、山梨食肉流通センターに出荷した牛の肉質を競う枝肉共進会の開催を支援し、上位入賞者の肥育技術を他の生産者に広め、生産意欲を喚起するとともに、甲州牛認定率の向上を促進してまいります。

今後も、子牛の増産にあわせて肉質の維持・向上に向けたこれらの取り組みを総合的に進めながら、八ヶ岳牧場を活用した甲州牛の増産に積極的に取り組んでまいります。

(肝がん・重度肝硬変入院治療助成事業費について)

浅川委員

次に、当初予算概要110ページの肝がん・重度肝硬変入院治療助成事業費についてであります。

私のライフワークである肝がん・肝炎対策について、これまでさまざまな面で患者の支援に取り組んできたところでありますが、平成26年にC型肝炎の新たな治療法が導入され、県の肝炎治療助成事業を利用した治療が進んだことにより、東日本で最悪であった肝がんの75歳未満年齢調整死亡率は大幅に改善され、平成27年には全国平均近くにまで改善できたと承知しております。

昨年3月に策定された第2次山梨県肝炎対策推進計画の目標では、肝がんの75歳未満年齢調整死亡率を全国平均まで改善すると規定していますが、この目標を達成するには、引き続きウイルス性肝炎の治療を推進する必要があります。

そこで、まず、近年の肝炎治療助成事業の実績と明年度の見込みについて伺います。

小島福祉保健部長 お答えいたします。

平成26年にC型肝炎ウイルスの新たな治療薬が導入されたことに伴いまして、平成27年度のC型肝炎の治療を受ける人への受給者証の交付件数は892件、治療費の助成総額は1億9,200万円余となりまして、過去最高となりました。

新薬によりまして多くのC型肝炎患者につきましてウイルスを除去できたことから、その後は治療の必要な患者が減少をしております、本年度末の治療助成の総額は1億1,200万円余となる見込みでございます。

こうしたことを踏まえまして、明年度の肝炎患者の治療助成の総額は、さらに減少すると見込んでおります、9,868万円を予算計上したところでございます。

浅川委員

これまで多くのC型肝炎患者が治療助成制度により治療を受けることができ、C型肝炎ウイルスを排除できるようになったことで、肝がんを発症するリスクをかなり抑え込むことができたのではないかとうれしく思います。

しかし、長期間肝炎ウイルスの感染を受け、肝臓にダメージを負った方々は、ウイルスが排除できた後も、ウイルスに感染したことの無い方に比べると肝がんなどへの重症化するリスクが高いとされております。肝がんや肝硬変に重症化してしまった場合、これまで助成制度がなく、患者が身体的な苦痛だけでなく、さまざまな不安を抱えているため、経済的な支援は肝がんの治療を受けるに当たり大変重要であります。

こうした中、肝がん・重度肝硬変入院治療助成事業が創設されますが、どのような事業であるのか伺います。

小島福祉保健部長 お答えいたします。

肝がん、がんの中でも5年以内の再発率が約80%と高く、また、重度肝硬変は根治が困難であるなど、いずれも繰り返しの治療が必要でございます。

このため、新設の肝がん・重度肝硬変入院治療助成事業では、医療費の負担を軽減する観点から、1月当たりの入院の治療費が高額療養費の限度額を超えた場合、要件を満たす方の入院治療費を助成するものでございます。

浅川委員

今回の事業が創設されたことにより、肝がんや重度肝硬変の患者にとって不安が少しでも和らぎ、患者の家族にとっても希望の光が見えてくる事業であると思われまます。

この事業については約600万円を予算計上していますが、県では事業の対象者となる人数をどの程度であると推測しているのか、また、どのように事業を進めていくのかあわせて伺います。

小島福祉保健部長 お答えいたします。

国の調査報告書によりますと、本県の事業の対象となる肝がん患者の方の数は延べ199人、重度肝硬変患者の方の数は延べ26人でございます。

今後、医療機関、県医師会、あるいは市町村等の協力を得ながら、患者及びその御家族の方への周知に努めまして、円滑に事業が開始できますよう取り組んでまいります。

(不適正処理産業廃棄物対策費について)

浅川委員

最後に、当初予算概要115ページの不適正処理産業廃棄物対策費についてであります。

北杜市須玉町内において違法に放置されている産業廃棄物については、昨年12月議会の代表質問で県の行政代執行により1日も早く地域の安全を取り戻すよう求めたところ、県から原因者による対応が行われない場合には、速やかに行政代執行に着手するとの答弁がありました。

平成28年3月に全量撤去を命じて以来、県では再三にわたり原因者に撤去

指導を行ってきましたが、原因者からは適正な撤去計画さえ提出されない状況が続いてきました。しかしながら、その後、一部の原因者から撤去計画が提出され、現在、撤去が進められていると承知しております。

そこで、まず、これまでの撤去状況と今後の見通しについて伺います。

保坂森林環境部長 お答えいたします。

産業廃棄物が違法に放置されております2カ所の現場のうち、塩川上流側の東向地内において、廃棄物の搬入等を行った事業者2者が本年1月から撤去作業に着手いたしまして、先週までに約300立方メートルの廃棄物が撤去されております。

しかし、現時点での撤去予定量は約1,000立方メートル、全体約2万立方メートルの20分の1程度にとどまっており、全量撤去の計画も示されていない状況であります。

浅川委員

今回の事案はこれまで県が説明してきたとおり、原因者が責任を持って解決することが原則であり、原因者による撤去が実現したことは、県の指導の成果だと思えます。

しかしながら、原因者が撤去の意思を示し、撤去を続けている間、県は行政代執行に着手しないのではないかと懸念があります。原因者による撤去について、本年1月に県が開催した住民説明会でも、参加した住民から、原因者が撤去を開始したことにより、県の行政代執行がおくれ、安全の回復が遠のくのではないかといった声が聞かれました。

最終的な履行期限が迫る一方で、ごく一部とはいえ、原因者による撤去が行われている状況の中、県は行政代執行への着手についてどのように判断していくのか伺います。

保坂森林環境部長 お答えいたします。

廃棄物処理法では、原因者が命令に係る措置を講じなかったとき、措置を講じても十分ではないときなどには、県が行政代執行により必要な措置を講じることができるとされております。

明後日の3月21日に最終的な撤去期限が到来することを踏まえまして、原因者の確実かつ速やかな全量撤去が見込まれるのかを見きわめた上で、生活環境保全上の支障を除去することを第一に、行政代執行の実施について判断してまいりたいと考えております。

浅川委員

私は、過日、現地赶赴、原因者による撤去状況を視察しましたが、先ほど申されたとおり、1日当たりの撤去量は10立方メートル足らずと、ごくわずかの印象を持ちました。

先ほどの県の答弁でも、現時点で見込まれる確実な撤去量は廃棄物の総量約2万立方メートルのごく一部にとどまるとのことであり、このような状況では原因者が全量撤去するとはとても考えられません。

再三繰り返しますが、地域の皆さんは、既に6年以上もの長い間、この問題に苦しめられており、1日も早く安全・安心な生活環境を取り戻すことが重要であります。原因者の遅々とした撤去作業をただ見ているのではなく、県は早急に行政代執行を決断し、対策工事に着手すべきだと思います。

こうした状況を踏まえ、今後、県は行政代執行をどのように進めていくのか、所見を伺います。



保坂森林環境部長 お答えいたします。

最終的な撤去期限が迫る中、県では原因者らに対して全量撤去に係る計画の報告を求めてきましたが、いずれの報告もスケジュールや撤去量が明確でなく、原因者による撤去は、現在撤去が行われている東向地内にとどまる見込みであります。

このため、本年4月までの予定で行っております実施設計等の諸準備を着実に進めた上で、まずは撤去が行われていない塩川下流側の大蔵地内から先行して行政代執行による対策工事に着手してまいりたいと考えております。

また、東向地内につきましても、原因者が撤去作業を続けるよう強く指導していくとともに、撤去が滞った場合には速やかに対策工事に着手できるよう準備を進め、地域全体として1日も早く安全・安心な生活環境が回復されますよう、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

浅川委員 ぜひ、一刻も早く行政代執行を執行していただきたいと思います。  
以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

(産業立地活性化事業費について)

望月（勝）委員 初めに、当初概要26ページの産業立地活性化事業費についてであります。

先月、私の地元である峡南地域の身延町に合板などを製造する大手の木材加工メーカーであるキーテックが進出することになりました。同社は優良企業であり、雇用の創出などで山梨県をはじめ峡南地域の活性化に貢献していただけるものと、千載一遇のチャンスとして大いに期待をいたしております。

また、進出予定の身延工業団地は中部横断自動車道の下部温泉早川インターチェンジに近く、2年後の全線開通を控え、利便性の向上が進出の決め手となったものと推察しております。

中部横断自動車道が開通すれば、東海・中京地域はもとより、清水港との交通アクセスが飛躍的に改善されますので、PR活動に積極的に取り組むことにより、峡南地域をはじめ県全域で企業誘致のチャンスが広がることと思います。

県では、産業立地活性化事業において、やまなし未来ものづくり推進計画に基づき、企業誘致に取り組むとのことですが、具体的にはどのように進めていくのか、また、企業誘致に当たり、東海・中京地域を含めたRP活動にどのように取り組んでいくのかをあわせて伺います。

佐野産業労働部長 お答えいたします。

本事業は、やまなし未来ものづくり推進計画を効果的に推進するため、税の優遇制度などのメリットを幅広く周知することによりまして、本県への企業誘致を進めるためのPRに取り組むものであります。

具体的には、県、市町村、商工団体などによります協議会において、リーフレットやホームページの作成、全国規模の展示会への出展により、本県の立地環境の優位性などを周知してまいります。

また、東海・中京地域におきましては、しんきんフェア静岡、メッセナゴヤへの出展とともに、県人会のネットワークや産業立地アドバイザーのコンネクションを活用いたしまして、本県に関心を示している企業を積極的に訪問するなど、中部横断自動車道の開通による好機を生かし、企業誘致に結びつけてまいります。

望月（勝）委員 今のお話にありましたように、税の優遇措置をとりながら企業誘致ということですが、これはぜひ積極的にお願いたします。

(産業集積促進助成金について)

次に、同じく当初予算概要26ページの産業集積促進助成金についてであります。

県外から企業を誘致するためには、積極的なPR活動に加え、企業に対する支援も重要であります。県が全国トップクラスの支援制度としているもののうち、産業集積促進助成金は製造業種等を含め、中心とした一定以上の大型の投資を対象に、雇用の増加を条件として助成するものであります。この助成金は明年度の予算額も約4.6億円と非常に大きくなっていますが、本年度においても毎回のよう増額補正されてきました。

そこで、これまでの交付実績と助成金がふえている理由をどのように考えているのか、また、今後の助成金の交付についてどのような見通しを持っているのか、あわせて伺います。

佐野産業労働部長 産業集積促進助成金の交付実績でございますが、平成26年度は6件、平成27年度は7件、平成28年度は9件、本年度は15件と、大幅な伸びを示しており、現在も多数の問い合わせが寄せられているところでございます。

これは、昨年度行いました対象業種の拡大などの制度改正に加えまして、県外企業への誘致活動、全国規模の展示会への積極的な出展、さらには景気回復に伴い、企業の設備投資意欲が高まっていることによるものと考えております。

今後も、企業の設備投資は堅調に推移することが見込まれることから、明年度の助成金についても必要に応じて適切に対応してまいります。

望月（勝）委員 ただいまの答弁の中で、毎年毎年、企業の件数がふえているということですが、これについて景気の回復に伴う設備投資の増加を背景に、県内において工場等の新設や増設がふえていることは、人口減少対策を進める本県にとって大いに歓迎すべきことであります。

私は、これまでも中部横断自動車道の開通を見据え、東海・中京地域には大中の優良企業が多く存在しております。働きかけを強め、こうした地域からの企業誘致を図るよう、再三申し上げてまいりました。特に峡南地域は清水港や富士山静岡空港、また中部国際空港セントレアなどのアクセスが大きく改善されることから、この立地環境の優位性を県はもっと積極的にアピールして、本県への企業誘致により一層前向きに取り組んでいただきたいと思います。と提案して次の質問に移ります。

(森林労働力対策費について)

次に、課別説明書の森30ページの森林労働力対策費についてであります。

冒頭に触れた、株式会社キーテックは、大型の合板製造工場を整備し、年間約6万立方メートルの杉などの県産材を使用することであり、県産材の需要拡大や林業従事者の雇用拡大につながるものと大いに期待をしているところでございます。

一方、本県の人工林の多くは戦後から高度経済成長期にかけて造林され、現在、資源として充実してきており、木材として利用可能となるおおむね50年生以上の人工林が約半分を占めるなど、本格的な伐採時期を迎えております。県内でも林業が盛んな私の地元、峡南地域においても同様であり、杉などを主体に伐採し、積極的に利用していくことが求められております。

こうした県産材の需要増加に対応するためには、充実した森林資源を有効活用し、効率的に木材生産を行う人材を確保するとともに、林業に関する知識や

技術を持った人材を育成することが重要であります。

そこで、林業を担う人材の確保・育成について、どのように取り組んでいられるのかお伺いいたします。

小島林務長

お答えいたします。

林業を担う人材の確保・育成については、林業労働力確保促進法に基づき、平成9年4月に設置した、山梨県林業労働センターと連携して、林業事業体に対する労働環境の改善や、林業従事者の技術向上を図るなど、対策に取り組んでおります。

具体的には、林業従事者の年間を通じた雇用を促進するための奨励金の給付、現場指導者を養成するための林業従事者への技術研修や伐採作業に関する安全技術研修など、さまざまな事業を実施しているところでございます。

望月（勝）委員

今、答弁をいただきまして、各事業体への積極的な支援をしているということですが、まず、林業を担う人材を確保・育成するためには、従業員が働きやすい環境の整備に取り組む林業事業体を支援することが必要であります。

課別説明書の森の30ページには、林業従事者の確保・育成を図るための経費として、森林整備担い手事業費がありますが、この事業費の具体的な内容と本年度の活用状況についてお伺いいたします。

小島林務長

お答えいたします。

本事業は、県が認定した計画に基づき、労働環境の改善に取り組む林業事業体を対象に、特殊健康診断の受診料や、高性能林業機械の免許取得のための講習会受講料、新規就労者の技術習得期間中の奨励金などを、山梨県林業労働センターを通じて助成するものでございます。

本年度の活用状況につきましては、森林組合等44の認定事業体のうち、31の事業体が本事業を活用しており、林業架線作業や、高性能林業機械等の免許に関しては、新たに37名の方が取得しております。

望月（勝）委員

今の答弁でこの支援の補助金を活用している事業体がふえているということですが、また、福利厚生にも協力をいただいて、また、そうした指導もいただいているということで、非常に環境整備が整っているのではないかと思いますけれども、私は林業の成長産業化に向けては、やはり林業の担い手の確保や林業に関する高度な技術を持った人材を育成するとともに、長く働き続けることができる労働環境の整備がますます重要になってくると思います。

そこで、県では今後、林業の担い手の確保・育成や林業従事者の労働環境整備にどのように取り組んでいくのか、また、若者の、特にそうした後継者に対する指導をどのようにしていくのか、御所見を伺います。

小島林務長

お答えいたします。

林業を担う人材の育成・確保には、知識や技術を習得する機会を提供するとともに、安心して働くことができる環境の整備が必要であり、引き続き林業事業体に対し、雇用条件の改善に対する助言や、さまざまな事業の積極的な活用を働きかけてまいります。

さらに、県有林において明年度から導入するドローンなどの新技術の活用や、伐採から植栽までの作業を一貫して行う効率的な施業の実証を通じまして、作業内容を抜本的に見直し、現場における従事者の負担軽減にもつなげてまいり

たいと考えております。

望月（勝）委員 ただいま森林環境部でもドローンを活用した中で作業の利便性を考えているということですが、ちょっと余談になりますが、ドローンの会社が身延町に来ておまして、私も近々そこへ見学に行こうと思っております。ドローンによってかなりの重量のある資材とか、危険性のあるところへの運搬ができるということを聞いております。そこはまたよく県でも状況を把握していただけるよう、よろしく願いいたします。

（農地防災事業費について）

次に、当初予算課別説明書の農53ページの農地防災事業費についてであります。

私は、今議会の追加補正議案質疑において、農村地域の活性化に向けた基盤づくりについて質疑したところであります。その中で、昨年7月に発生した九州北部豪雨では、福岡県浅倉市や大分県日田市の農村地域において、ため池などに甚大な被害が発生したことから、防災・減災対策をしっかりと行うことが必要であると発言いたしました。

特に農業用水利施設は、農村地域における排水の機能として防災の役割を大きく期待される場所であり、その役割を最大限に発揮するためには、老朽化した施設等の整備を着実に進めていくことが重要であります。

そこで、農地防災事業費について、具体的にどのような内容に取り組んでいくのか伺います。

大熊農政部長 お答えいたします。

農地防災事業費につきましては、県営ため池等整備事業や農村災害対策整備事業など、6事業18地区において、老朽化した施設などの整備を実施してまいります。

具体的には、道志村道志地区において、農用地周辺の法面の土砂崩落対策の実施や、葦崎市穴山新田堰地区において河川からの取水施設の明年度の完成に向けた整備に取り組んでまいります。

また、甲斐市後沢地区などにおいて、緊急度が高いため池の整備を行うとともに、広域農道富士川大橋につきましては、平成29年度補正予算と一体的に行う耐震化対策の早期完成に向けて取り組んでまいります。

望月（勝）委員 今、答弁で緊急性を要するところの箇所への、やはり県でもそうした工事着手をお願いするというので、ありがたいと思います。

次に、私は、やはり峡南地域は中山間地が多く、古い状況もあり、そうした中で地すべり防止区域に指定された面積が県内でも最も大きい状況となっております。県では、これまで地すべりの徴候が見られる農村地域8カ所において、地すべり等防止法に基づく防止区域の指定を行うとともに、地すべりを事前に防止する対策工事を実施してきたと承知しております。長雨や地震などにより崩落するおそれがある急峻な中山間地域の安全・安心のために、地すべり防止対策は欠かせないものとなっております。

そこで、明年度、身延町波高島地区で実施する地すべり対策事業の概要について伺います。

大熊農政部長 お答えいたします。

地すべり対策事業につきましては、身延町波高島地区におきまして明年度、

新規地区として詳細な測量設計を行い、平成31年度から対策工事を実施してまいりたいと考えております。

具体的な対策工事は、地盤の変動を確認しながら、地下水の排水対策として水抜きボーリング工の施工や、法面の安定対策として法枠工の整備を実施してまいりたいと考えております。

地すべり防止対策を実施することにより、農地を初め、人家や人命、公共施設等の被害防止を図ってまいりたいと考えております。

望月（勝）委員 ぜひ、安全・安心対策に対しましても積極的にお願いいたします。

次に、峡南地域は、一級河川富士川を挟み、兩岸の急峻な中山間地の農地において、生産量は少ないものの、温暖な気候を生かし、香りの高さが評判の南部茶や、大粒で風味のよさが自慢のあけぼの大豆、また、さらには、昔ながらの伝統的野菜である大塚にんじんなど、特色あるこだわりの農産物を数多く生産している地域でもあります。

このような農産地域において農家の方々が安全・安心な生活を過ごし、持続的な農業が営まれるためには、地すべり対策事業や農村災害対策整備事業などの農地防災対策を迅速かつ着実に実施していくことが重要であります。

そこで、農村地域の防災・減災対策について、今後どのように取り組んでいくのか具体的にお伺いします。

大熊農政部長 お答えいたします。

県では、新・やまなし農業大綱に基づきまして、集中豪雨や大規模地震などの自然災害による被害を未然に防止し、事前防災と減災対策を着実に進めるため、農業用水利施設などの整備を推進してまいりたいと考えております。

具体的には、平成25年度から実施したため池や農道橋などの一斉点検・耐震調査の結果に基づきまして、老朽化や耐震化の対策が必要と診断された施設につきましても、補強・改修の実施や長寿命化対策を計画的に進めてまいりたいと考えております。

望月（勝）委員 ぜひ継続的にこうした危険のあるところの事業実施をよろしくお願いいたします。

（食による地域の魅力再発見事業費について）

最後に、当初予算概要101ページの、食による地域の魅力再発見事業費についてお伺いします。

明年度、県では、本県の特色ある郷土食等をやまなしの食として認定し、次世代へ継承するとともに、地域の活性化等につなげる取り組みを行うとのことであります。本県の郷土食といえば、誰もが第一にほうとうを思い浮かべることと思いますが、最近では吉田のうどんなども全国的に知られる存在になってきました。

しかしながら、これ以外となると、私の地元である峡南地域では富士川町のみみや、身延町の湯葉料理、南部町のタケノコを使った料理など、地域の特色ある食材を活用した郷土食が多数あるものの、その存在が県内外に広く知れ渡っているとは言いがたいところがございます。

県内の他の地域にも多くの郷土食があるものと考えられますが、果たして本県の郷土食等がどの程度のポテンシャルを有し、食の魅力を発信していくことができるのか、大変興味深いところです。

そこで、県では、やまなしの食を認定するに当たり、既に郷土食等実態調査

を実施されたと聞いておりますが、現在の取りまとめ状況をお伺いします。

立川県民生活部長 お答えいたします。

郷土食等実態調査につきましては、27市町村のほか、栄養士会や調理師会、県内各地域の食生活改善推進委員会などの関係団体に対しまして、地域で受け継がれてきた郷土食や地場の農産物からつくられた食品など、次世代に継承すべきものについての調査をお願いしたところでございます。

各団体の調査結果につきまして、重複の有無ですとか分類の確認など、取りまとめを行っているところでありますけれども、現時点において472件の報告をいただいております。

本年度内には、調査の取りまとめを終え、明年度、やまなしの食を認定するための基礎資料といたします。

望月（勝）委員 また、県では実態調査の結果の取りまとめを明年度設置する食の育み会議において、やまなしの食を認定し、継承や地域活性化等につながる取り組みを進めていくとしています。

今お聞きしたところによると、実態調査により把握した郷土食等は相当数のぼっており、その全てをやまなしの食として認定するものではなく、その中から本県の特色ある食として次世代に継承するにふさわしいものを認定することになると思われまます。

そこで、この事業の始まりであり、核となるであろうやまなしの食の認定を行う食の育み会議の概要についてお伺いします。

立川県民生活部長 食の育み会議におきましては、やまなしの食の認定のほか、郷土食の継承に取り組む団体や個人を食の伝承マイスターとして認証することとしておりまして、明年度は5月と7月に開催する予定であります。

会議につきましては、郷土食などの食文化に精通した方、実際に調理等の実践活動をしている方、さらには企業ですとか旅館関係の方など8名の委員で構成する予定としており、現在、人選を進めているところであります。

望月（勝）委員 また、さらに食の育み会議で認定したやまなしの食を次世代に継承していくこととなりますが、先人から受け継がれてきた郷土食等はその地域がつくり出した地域の資源であり、地域の食文化でもあります。やまなしの食の継承に当たるためには、県が行おうとする県民投票の実施やシンポジウムなどの開催など、県民への意識啓発とともに、市町村や民間団体のほか、食生活改善推進員などの地域の関係者が協力、連携し、地域に根ざした活動を推進していくことが重要であると私は考えます。

先ほど例に挙げた富士川町の郷土食みみは、鯉沢の山に建つふるさと体験施設、つくたべかんで、つくって、食べて、感じて、伝統の味を体験することができ、地元の皆様が手づくりしたみみを求めて、観光シーズンには県内外から多くの方が訪れると聞いております。

郷土食等の継承には、その料理を愛し、伝えたいと思う、人から人への地道な継承活動を継続していくことが大切であります。県では市町村等が行う郷土食等を次世代に継承する取り組みに対して助成するとしていますが、どのような支援を通じてやまなしの食に、地域の活性化につなげていくのか御所見を伺います。

後藤知事 地域の資源であります郷土食を守り、次世代に継承していくことは、食によ

る地域の活性化や観光振興にもつながるため、地域が主体となって継続的な取り組みを行っていくことが重要だと認識しております。

このため、先ほど御答弁をされましたように、実態調査によって明らかになりました郷土食等のレシピをまず整備し、市町村等がこれから実施をいたします郷土食等の料理教室や地域における継承活動の中心となります食生活改善推進員の養成研修などでレシピの活用を図ることとし、これらの取り組みに対して支援をしてまいりたいと考えております。

また、県民投票の実施やシンポジウムの開催、また、明年、本県で開催いたします食育推進全国大会におきまして、郷土食等に光を当てたPRを行うことによって、やまなしの食の魅力を県内外に情報発信をし、地域の活性化や観光振興にもつなげてまいりたいと考えております。

望月（勝）委員 今、知事からも答弁いただきました。各市町村、また、地域との連携を強力にさせていただいて、やまなしの食の、この光を大きくしていただきますようお願いいたします、以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(予算編成の基本的な考え方について)

山田（一）委員 それでは、自民党誠心会の山田一功でございます。私から予算編成の基本的な考え方についてお伺いをさせていただきます。

本県の予算編成の傾向としましては、当初予算よりも補正予算でボリュームが出ていくということで、決算は当然、5,000億円を超えていくわけですが、例年4,600億円ぐらいで推移してきた予算が平成30年度は4,550億円ということで、やや厳しめの予算編成となっております。それでは、当初予算概要の2ページ、4ページ、6ページ、8ページにまでわたります、徹底した歳出の見直しによる成果についてまず質問をさせていただきます。

平成30年度当初予算編成に当たっては、徹底した歳出の見直しによる財政の健全化を図ったという御説明が執行部からありましたが、まず、徹底した歳出の見直しによる成果についてお伺いをいたします。

鈴木総務部長 お答えいたします。

明年度当初予算編成に当たりましては、一般行政経費に対するマイナス10%のシーリングを実施し、事務事業、県単独補助金の見直しなどを行ったところでございます。

具体的には、事務事業の見直しを通じて、例えば県内の絶滅危惧種についての現状把握に必要な調査ができたことから、レッドデータブック作成事業費を廃止するなど、202件を見直し、4億100万円余を削減したところでございます。

また、県単独の補助金の見直しにおきましては、例えば都留市立病院での分娩再開に伴い、分娩取扱機関との連絡調整業務が終了することから、妊婦の安全・安心ネットワーク事業費補助金を廃止するなど、43件を見直し、1億4,900万円余を削減したところでございます。

山田（一）委員 ということは、削減としては5億円ぐらいになるということですね。

それでは、それをぜひ有効に今後使っていただくわけですが、2番目の質問としましては、輝きあんしんプラチナ社会の実現に向けた施策への予算計上ということについてお伺いします。

県の説明によりますと、将来にわたって安定した財政運営を推進するため、

行財政改革を着実に実施する中で、輝きあしんプラチナ社会の実現に向けた施策について積極的に計上したと、このように説明がありました。

ということでありますが、この部分において新たな事業として予算にどのような規模で計上されたのかお伺いをいたします。

鈴木総務部長

厳しい財政状況にありましても、事業の選択と重点化を図りながら、県民生活の向上や地域の活性化に資する事業につきましては、これを積極的に推進することとしたところでございます。

この結果、新たな事業としましては、人口減少対策や地方創生に向けた取り組みを中心に、87の事業、額としましては25億8,300万円余を計上したところでございます。

山田（一）委員

厳しい財政運営の中で、25億円ということであれば、やはり相当の重点配分をしたのかなと思っておりましたが、次に、知事もいよいよまとめの4年目に入るわけでありまして、本県の未来を切り開く施策について御質問させていただきます。

今回の予算のキーワードの1つは、本県の未来を切り開くということであると承知しておりますが、具体的にはどのような事業を展開していくのかお伺いをいたします。

後藤知事

まず、人材ということだと思っております。御案内のとおり、これから将来に向けて我が県が経済活動、また、暮らし、あらゆる分野でプラスのほうに向いていくには、若い皆さん方が夢を持つことが何よりも大切だと思っています。

そういう意味では、学力向上総合対策につきましては、この4年間、かなり予算を集中的に投入し、授業の改善、そして家庭との連携等々、対策を講じました。来年度へ向けては、小学校における単元ごとのテストの実施、また、中学生への英検の受検料の助成などにつきまして、全体的なグローバル化への対応や、また、きめ細かな事業の推進ということに注力をしてまいりたいと思っています。あわせて、これからの産業人材という観点では、現在、人手不足という点では非常に企業等、その対応にお困りになっておりますけれども、やはり中長期的にどんな人材育成が必要なのかということ産学官できちんと連携をしながら、検討を具体的に進めてまいりたいと思っています。

さらに、やはり起業や創業という分野においても、積極的に女性の皆さん、シニアの皆さん、また、県外からの移住者の皆さんと、そういう層に応じて、お金をみずからが準備をするということは難しい部分がありますから、そういう意味では、商工業振興資金にその起業・創業への支援で新たな融資枠や特別の枠をつくりながら、さらには新みらいファンドの活用によって創業起業の支援というものに重点を置きたいと思っています。

あわせて、御案内のとおり、ワインセンターがかなり古くなっておりますので、この再整備や、また、産業技術センターで力を入れている織物について、おとといも甲府市内でネクタイ1万本まつりをされておりましたけれども、織物製品の開発というものがこれから、いわゆる郡内織ということだけでなく、それを通じた観光への展開ということも考えれば、その研究などに重点を置くということでの地場産業の振興、さらには先ほどもお話が出ておりましたけれども、ドローンとかIoTというものをどういうふうに農業や林業の現場に導入していくのかという実証の部分に予算と事業を盛り込んだということでもあります。

いずれにしても、未来につながるというものは、各般ございますけれども、



今、事例に挙げましたようなものを通じまして、本県の未来を切り開く施策を全体として積極的に推進をしていくという立てつけで今回の基本的な予算編成の考え方の中心に据えた次第でございます。

山田（一）委員 知事から大分丁寧な御説明をいただきましたが、やはり人材に投資をしていくということ、特に若い世代に重点配分していくということでありましたし、新みらいファンドの活用といったところも非常にこれからも我々は期待をしていきたいと思っております。

以前、我々がフランスへ調査に行ったとき、郡内織のネクタイも含めて、ヨーロッパ方面への販路拡大ということで、もう既に都留市のほうから企業が来ていますなんていう、そんな話を聞きましたし、ぜひ、地場産業もしっかり育成していくことを期待して次の質問に移りたいと思います。

次に、公共事業及び県単独公共事業への配分ということで、毎回ここも注目をされる点ではないかなと思います。過日の予算案等説明会で配付されました平成30年度当初予算の財政状況によると、公共事業については518億円を、県単独公共事業については113億円を、合計で631億円を確保したということですが、まず、どのような考え方に基づいて配分されたのかお伺いいたします。

市川総合政策部長 お答え申し上げます。

県におきましては、厳しい財政状況下でありましても、ダイナミックやまなし総合計画、それから山梨県社会資本整備重点計画等に基づきまして、県民の皆様への安全・安心な暮らしや地域経済の発展を支えるための社会資本整備を着実に進めることとしております。

このため、御指摘がありましたとおり、明年度の公共事業費及び県単独公共事業費は合計で631億円と、本年度当初予算を約2億円上回る予算を確保したところでございます。

この予算の事業費の配分に当たりましては、限りある財源を重点的・効率的に活用するために、重点投資枠を設定いたしまして、事業を効果的に実施するとともに、一層の加速化を図ることとしております。

山田（一）委員 当初予算、たしか平成29年度と比べて2億円という御説明だったように思うのですが、その2億円というのはいわゆる補正の部分は、つまり平成29年度補正の部分は入らないで、あくまで当初予算としてでございますか。わかりました。

それでは、最後の項目、この項目における最後であります。重点投資枠の拡大及び具体的な事業についてお伺いをいたします。

さきに提出されました資料によると、明年度の公共事業、また、県単独事業については限られた財源の中で選択と集中により、東京オリンピック・パラリンピックの開催やリニア中央新幹線開通を見据えた基盤整備、強い農林業のための基盤づくり、災害に強い安全・安心な県土、地域づくりに対して重点投資枠を拡大して、なおかつ財源を重点配分したと、このような説明がありました。

では、まず、こういった施策に対して、幾ら拡大し、さらに拡大した施策について具体的にどのような事業に配分したのかお伺いいたします。

市川総合政策部長 重点投資枠の拡大につきましては、2年後の2020年、東京オリンピック・パラリンピックの開催等を見据えまして基盤整備を20億円から40億円に倍増をしたところでございます。

具体的に申し上げますと、高速道路から観光地へのアクセス向上やリニア新駅から30分到達圏域の拡大を図るために、県道富士吉田西桂線や新山梨環状道路東部区間の整備など、10カ所に配分したところでございます

これによりまして、明年度中に5カ所において全線供用開始ができ、3カ所において部分的に供用できる見込みでございます。

山田（一）委員 20億円から40億円へ倍増したという御説明でありますし、近い将来と言いながら、もう間もなく、リニア新駅が完成し、さらにはその周辺整備ということになってきますので、もう待たなしの状況だと思いますので、ぜひ施策の効果について今後も期待をしていきたいと、このように思います。

（マス類新魚養殖技術確立事業費について）

それでは、次に、マス類新魚養殖技術確立事業費でございますが、当初予算概要の48ページになります。まず、この項目における1番目の質問としましては、マス類新魚の開発普及についてでございます。

魅力ある新たなブランド魚の開発は、本県水産業の発展に向け大いに期待できるものと考えますし、私も昨年でしたか、新魚が開発されたときに一般質問をさせていただきまして、そのころはまだ名前も決まっていなかったのですが、今度、富士の介という名前になりまして、この富士の介の開発と普及について、その狙いと取り組みの概要についてまずお伺いをいたします。

大熊農政部長 本県水産業の活性化を図るためには、魅力ある県独自のブランド魚の開発が必要であることから、大型で極めておいしいキングサーモンと、飼育がしやすいニジマスと掛け合わせた新魚の開発に平成19年度から取り組み、一昨年の12月に水産庁から新たな養殖魚として承認をされたところでございます。

東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年の初出荷に向けまして、現在、食味の向上や生産体制の確立に取り組んでおり、加えて今後、養殖業者や流通関係者、ホテル・レストラン関係者などと連携し、販売戦略を構築していくこととしております。

山田（一）委員 次に、養殖技術の実証実験ということで、我々の感覚としては、ある程度確立したのかという、こんな感覚も持っているわけでありましてけれども、供給体制の構築に向けた養殖技術の実証実験を行うということではありますが、具体的にどのような試験を行っていくのかお伺いいたします。

大熊農政部長 お答えいたします。

民間レベルの養殖技術の確立に向けまして、県水産技術センターにおいて生産した約20万粒の富士の介の発眼卵、発眼卵というのは魚の眼が見える状態になった受精卵のことを言いますが、この発眼卵を昨年11月に大型マス類の養殖実績のある7業者に提供いたしまして、実証試験を開始し、現在、稚魚が順調に育っているところでございます。

養殖業者は、水温や収容密度などの飼育環境や、餌の量、病気の発生状況などの養殖技術に関する試験データを記録して、県に報告することとなっており、これらを踏まえ、明年度は、本格生産に向けた養殖技術のマニュアル化や品質基準の統一化を検討していくこととしております。

山田（一）委員 養殖技術の具体的な手順を伺ったわけですが、次に、食味向上試験ということでございまして、実は3月6日の日に県議会有志でお昼にいただいた

わけでありますが、正直まだ厳しい食味かなど。今後さらに商品化していくには厳しい感覚を持ちましたが、次に、この食味向上試験についてお伺いをしたいと思います。

富士の介のさらなる食味向上を目指した試験とは、具体的にどのような試験を行っていくのかお伺いをいたします。

大熊農政部長 富士の介のさらなる食味向上を目指しまして、本年度、県水産技術センターにおいて肉質や色合いを科学的に明らかにする試験を進めているところでございます。

明年度は、本年度の試験結果と、県内外で開催する試食会での有名シェフやバイヤーなどからの意見を踏まえながら、餌の配合を調節するなど、富士の介の肉質、色合いを向上させ、さらにおいしくするための試験を実施して、食味向上技術の確立を図ってまいりたいと考えております。

山田（一）委員 賛否両論もちろんありまして、まだ開発途上であるということでありましたから、もうちょっと脂身があったほうがいいのか、いろいろな意見がありまして、実はあの日はみんな1,000円負担して試食をしたわけでありまして、若干、もう一踏ん張りしてほしいと思いますし、2020年にはぜひ東京オリンピックにあわせていろいろなレシピも募集して、今後はぜひ食味向上に向けて取り組んでいただければと大いに期待をしておりますので、お願いをしたいと思います。

(がん対策強化事業費について)

それでは、次に、がん対策強化事業費でございますが、当初予算概要の110ページでございます。

それではまず、がん対策強化事業費の概要についてであります。がん対策の充実、強化を図るため、がん患者への支援等の取り組みを実施することとありますが、どのようなことに重点を置いて事業を進めていくのか、まずお伺いをいたします。

小島福祉保健部長 お答えいたします。

がん対策強化事業におきましては、現在策定中の第3次がん対策推進計画に基づきまして、がん検診受診率の向上でありますとか、がん患者の方への支援などに取り組みますことによりまして、がん対策の充実・強化を図ることとしております。

その中でも、計画の全体の目標として掲げております、がん患者の方が尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築の実現のため、明年度はがん患者の方の支援に重点を置きまして、住みなれた地域社会の中で、必要な支援を受けることができる環境整備に努めてまいりたいと考えております。

山田（一）委員 2人に1人ががんにかかるというふうに言われておりますし、身近にも大分がん患者ということがありますし、まだ働いている世代であるので、この家族の抱える問題というか悩みが非常に大きい問題になるかと思えます。次に、がん治療と仕事の両立相談窓口設置事業についてお伺いをいたしますが、がん患者やその家族が抱える悩みや不安等に対する支援の中でも、治療と仕事の両立というのは非常に難しいことだと思いますが、そのための具体的な支援を行うとあるわけですが、その具体的支援についてお伺いをいたします。

小島福祉保健部長 お答えいたします。

明年度から地域の相談拠点でございます山梨県がん患者サポートセンターに、社会保険労務士によります就労に関する相談窓口というものを新たに設置いたしまして、がん患者の方やその御家族、さらには企業などからの相談に応じてまいります。

こうした取り組みによりまして、治療しながら働くがん患者の方々への医療面、心理面に加えまして、就労に関する不安や悩みに対しましても支援を充実させてまいりたいと考えております。

山田（一）委員 もちろん県のサポートもですけど、結局、働くということになると企業経営者の理解がないとなかなか厳しいところもあるわけですが、その部分も含めて、ぜひ支援を充実していただければと思っております。

次に、がん患者ピアサポート研修事業とピアサポーターフォローアップ研修事業について伺います。

がん患者ピアサポート研修事業の取り組み状況と成果及びピアサポーターフォローアップ研修事業の概要についてお伺いをいたします。

小島福祉保健部長 お答えいたします。

同じ経験を持つがん患者の方同士が対等の立場で寄り添いまして、相談、支援をするピアサポーターを養成いたしますため、平成22年度から養成研修を行いまして、これまでに99名の方が研修を修了されております。

養成されましたピアサポーターの方々は、がん治療を提供いたします拠点病院、あるいはサポートセンターでがん患者の方々の相談に対応していただいております。

現在活動中のピアサポーターの方々を対象といたしまして、がん患者の方に対する支援体制、あるいはがん治療の最新の情報等を修得していただきますために、フォローアップ研修というものを明年度から開催をいたしまして、ピアサポーターの資質向上を図り、さらにはがん患者の方の多様なニーズに対応できる相談体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

山田（一）委員 今、既に平成22年からスタートして、修了者が99人という答弁があったわけですが、そのフォローアップをすることも大事なのですが、現況として、この99名の中で何人ぐらいが実際にサポーターとして活動されているのでしょうか。

小島福祉保健部長 正確な数字はちょっと今把握をしてございませんけれども、ピアサポーターの方々は、県内の、例えばがん拠点病院のがん患者相談支援センター、こういったところで活動していただいております。あるいはまた、先ほど申しましたけれども、県のがん患者サポートセンターなどにおいても活動していただいております。

できるだけ多くの方々に御参加をいただけるよう、このサポート研修ではそういう部分も含めましてしっかりと対応してまいりたいと考えております。

山田（一）委員 やはりこういう同じ悩みを持っている人しか理解し合えない部分というのはあると思いますので、非常にこのピアサポーター、サポート事業も含めて、今後期待をしていきたいと思っております。

(地域防災力強化推進事業費について)

それでは、最後の項目の質問ということになりますが、地域防災力強化推進事業費についてであります。

私も、防災の関係につきましては本会議で一般質問もさせていただきました。特に地域の防災力の向上ということで、自助、共助という部分が強調されてくることであるし、自分の命は自分で守ることが1つの教訓であるということから、今後、この部分が非常に大事なことではないかと思っております。

そこで、まず1番目の質問としては、自発的な取り組みについてであります。

本県の災害特性を踏まえた自発的な取り組みを推進するという御説明でありましたが、この自発的な取り組みとは具体的にどのようなことを言うのでしょうか。

茂手木防災局長 お答えいたします。

まず、県民の皆様に取り組んでいただく内容といたしましては、平常時におきましては、食料、飲料水等の備蓄や、避難所、避難経路等の確認、あるいは家具の固定や建築物の耐震化などございまして、災害発生時には災害情報の取得や迅速な避難行動、身近なところでの出火防止措置になります。

また、地域として取り組んでいただくことにつきましては、平常時におきましては地域住民の方々の身近な防災活動を定めました地区防災計画の策定や、防災訓練の実施などでありまして、災害発生時におきましては住民の皆様の協力による避難誘導や避難所運営などございまして。

こうした自発的な取り組みの重要性が、東日本大震災を初めといたします大規模災害で再認識されておりまして、県といたしましても、今議会に上程してございます山梨県防災基本条例に基づきまして、自助・共助の取り組みを積極的に推進してまいりたいと考えております。

山田（一）委員 自助・共助ですね、公助にはもう本当に限界がありますし、実際に行政部分も混乱をしている、なおかつ、行政のいわゆる職員も含めて被災もしているという状況でありますから、これを推進していく必要があるのですが、ここで本県の特性という部分があるのですが、本県の災害特性という部分はどのような部分を指すのでしょうか。

茂手木防災局長 お答えいたします。

災害特性というのは、大きく申し上げれば、住宅が密集した地域であるとか、あるいは山間部、中山間地域であるということがございまして、もう少し具体的に申し上げますと、地理や地形などの自然特性で申し上げれば、氾濫の危険性がある大きな河川に近いとか、あるいはそういった河川において過去に実際に氾濫して、家に水がつかったことがあるとか、あるいは土砂災害の危険性のある急傾斜地が近くにあるとか、または液状化の心配のある地域だとかということになります。

また、住民の構成といたしまして、高齢者の方が多いとか、小さいお子さんがいらっしゃるとか、あるいは外国人の方が住んでいらっしゃるとか、避難行動要支援者の方がいらっしゃるとか、そうした地域内に潜むリスクであるとか、あるいは地域の実情を、地域の特性として把握し、理解していただいて、防災対策を検討するということが大事なことと考えております。

山田（一）委員 このところ、山梨県はあまり災害がないというか、少ない地域ということ

で、そういう意味でも住みやすさ、あるいは移住したい希望の県の1つになっているのかなど、こんな気もするわけでありまして。最近、特に集中豪雨とか、想定外の自然災害が起こる可能性、リスクも非常にある中で、浸水をするであろう、ハザードマップの中にある地域は、もう既に自主的な活動をしているところもあるわけでありまして、私もよく知っているところは、甲府で言えば大里地域では、どこの時点で釜無川の、例えば竜王の信玄堤が崩壊したときにはどういう流れでくるとか、あるいはもう少し下流で堤防が決壊した場合、どこまで浸水するのかということ、住民が何度かそういう研修をしております、講師に山梨大学の先生もお呼びしてやっております、地区防災計画という計画的なものができるかどうかはともかく、住民の注意喚起をする会を何度もやって、私も呼ばれて行った経験があります。

そこで、2番目としまして、地区防災計画の策定手順についてお伺いをさせていただきます。

明年度は県内4カ所のモデル地区を選定し、計画の策定を行うということですが、具体的にどのような手順で策定を行うのかお伺いいたします。

茂手木防災局長 お答えをいたします。

まず、モデル地区には、県から防災アドバイザーを派遣いたしまして、地区防災計画に関する講座を開催して、計画策定の必要性や、国のガイドラインを参考に、計画に盛り込む具体的な内容について住民の方々に理解していただくこととしております。

次に、県と市町村が連携いたしまして、住民参加によるワークショップを開催し、地形や住民構成など、地域の実情を踏まえながら、防災アドバイザーの助言のもと、平常時や災害時に取り組むべき身近な防災活動の内容や、住民の方々の役割分担について検討をし、計画の素案を作成いたします。

その後、県と市町村、それから地域住民の皆様が協力をし、素案を活用した訓練を行い、その検証結果を反映させながら、実効性のある計画を策定していくことといたします。

(地域防災力・避難所運営強化支援事業費について)

山田(一)委員 それでは、私の最後の質問になります。地域防災力・避難所運営強化支援事業費についてでございます。

当初予算概要の119ページになりますが、まず、地区防災計画の策定の支援ということについてでございます。地区防災計画を策定していくためには、ある程度の防災知識のある人が地域にいないと非常に難しいのではないかと思います。県では、過去より地域防災力向上のため、地域防災リーダーや防災士等の養成を行っているということですが、現状での養成状況はどのようなになっているのか。また、こうした方々をどのように活用していくのか、考えを伺います。

茂手木防災局長 お答えをいたします。

県が開催しております養成講座によりまして、地域防災リーダーにつきましては、平成17年度からこれまでに5,045名を、それから防災士につきましては、平成25年度からこれまでに319名を養成したところでございます。

こうした地域防災リーダーや防災士の方々には、防災に関します専門的な知識や経験を生かしながら、地域の防災活動のリーダーとして、住民の中心となり、地区防災計画の策定や防災訓練の実施などに取り組んでいただく考えでございます、このような方々に積極的にかかわっていただくことによりまして、

できるだけ早期に県内全域におきます地区防災計画の策定を図ってまいりる考えでございます。

山田（一）委員 今、御説明に、地域防災リーダーが5,045名、防災士が319名という答弁をいただきましたが、この地域防災リーダーと防災士の役割というか、資格の違いというのはどうなっているのでしょうか。

茂手木防災局長 お答えいたします。

地域防災リーダーにつきましては、県の研修を半日ほど受けていただいて、各県民センターごとに実施し、リーダーとして養成しているところでございます。

防災士につきましては、これは民間の資格ですけれども、県の研修を山梨大学に委託しております、4日間にわたって研修をし、防災士を養成するような取り組みを行っているところでございます。

ですので、地域防災リーダーと防災士では、防災士のほうが若干専門性が高くなるという捉え方をさせていただければと考えております。

山田（一）委員 違いもよくわかりました。

先日、区の総会がありまして、区長さんが、この地域防災リーダー研修に行ってみたということで、区民のほうから、せっかく行ってきたのなら、行ってきたということをやっぱり記載したらどうだと。つまり、どの人がリーダーを受けて終わっているかということも含めて、あるいは地区の避難訓練ですね、そのときにそういうリーダーに活躍してもらったらいいのではないかという、こういう話もありました。ぜひこの地域防災リーダーは、5,000名もいるわけですから、こういう人たちをぜひ活用する方途もPRして考えていただいて、自助・共助、特に自助をしっかり啓発をしていくような施策を今後も展開していただければと思います。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

（ドローン活用推進事業費について）

桜本委員 自民党誠心会の桜本です。質問をいたします。

初めに、当初予算概要121ページのドローン活用推進事業費についてであります。

ドローン技術が急速に進歩する中、県においてドローン活用推進事業費を創設し、災害時の情報収集や公共施設の維持管理に活用することは、県民の安全・安心の確保に向けた取り組みとして評価するものであります。

しかしながら、私は、本事業は単に災害情報などの収集などの現在想定している分野だけにとどまらず、先を見据えて、広く発展性を考えて事業展開していくことが重要だと考えます。森林県であり、国内有数の果樹産地を有する本県の特性から、例えば花粉の情報収集や果樹の広域的な病気の蔓延対策、農産物の出来高予測などでの活用、さらには事業を行う上での民間事業者との連携の可能性など、新たな事業展開が考えられるのではないのでしょうか。

そこで、本事業を踏まえ、今後の発展性を見据えた事業展開についてどのように考えているのか御所見をお伺いいたします。

市川総合政策部長 お答えいたします。

県におきましては昨年5月にドローン活用庁内検討会というものを設置いたしまして、全庁的に情報収集や課題等の整理を行うとともに、ドローンの活

用案につきまして検討を進めてきたところでございます。

この結果、明年度は、ドローン活用推進事業を実施することといたしまして、各合同庁舎にドローンを配備して災害時の情報収集などに活用するとともに、操縦者の育成を積極的に図ることによりまして、さまざまな活用に努めてまいります。

また、これまでの検討を踏まえまして、山梨県ドローン活用推進計画というものを今年度中に策定することとしております。今後はこの計画に基づきまして、民間事業者との連携の可能性も視野に入れながら、農業、林業をはじめ、幅広い分野においてさらなる事業展開を検討してまいりたいと考えております。

桜本委員

千葉県においては、特区制度を利用しながら広く民間事業者と連携をして、その事業の拡大を図っていこうという、そういった取り組みもございます。特にこの山梨県においては、例えば滝ですとか、あるいは山ですとか、そういった山梨の環境を見据えた中で、映像だとか画像だとか、そういったドローンの技術を使って新しいビジネスを展開するとか、また、先ほども触れたように、今、花粉情報というようなものも定期的に出ているわけでありましたが、そういったものも広い意味で考えていくことが重要だと考えます。

さらには、この夏には商業用の解禁というようなことで幅広く日本の企業の中でも競い合っていくことの中で、この特筆するような山岳地域を生かしたものを活用していといったことも重要になるとは思います、いかがでしょうか。

市川総合政策部長 お答え申し上げます。

まさに、本年度中に策定いたしますドローン活用推進計画につきましては、中長期的な視点も視野に入れながら、また、幅広い分野で活用していくということでございますので、県庁一丸となって先進的な事例を調査研究しながら、今、委員が御指摘されましたとおり積極的な活用に向けて検討してまいりたいと考えております。

(地域創生連携推進事業費について)

桜本委員

次に、当初予算概要23ページの地域創生連携推進事業費についてであります。

県では本年度、各地域県民センターに地域創生連携会議を新たに設置し、地域の関係者が官民協働で地域資源の掘り起こしや地域課題に関する情報収集を行い、その課題解決に向けた取り組みを進めてまいりました。地方創生を図っていくためには、こうした県や市町村といった行政と地域おこし協力隊やNPO法人などの、地域をよくする地域住民や団体等が連携、協働し、各地域における主体的な取り組みを推進していくことが重要だと考えます。

明年度は、各連携会議の議論を踏まえ、4圏域ごとに地方創生に向けた地域資源の発掘や魅力発信等の事業を実施することとありますが、予算規模を含めた各連携会議における具体的な事業内容についてお伺いをいたします。

市川総合政策部長 お答え申し上げます。

明年度は、各連携会議におきまして、地域資源を発掘・再認識する事業を展開することとしております。中北地域におきましては、移住者等によるモニターツアーに59万円を、峡東地域では、首都圏の方に観光スポットを評価してもらうツアーの実施などに対しまして63万円を計上しております。

また、峡南地域では、県外在住の自転車愛好家やライダーを対象としたモニ



ツアーや、地域の食材を活用したレシピの開発等に326万円を、富士・東部地域におきましては学生が主体となって実施する地域資源の調査研究や、インスタグラムを活用した魅力発信などに対して130万円を計上しております。

さらに、これらの事業を通じて得られた各地域の資源や魅力を移住希望者に強力に情報発信する4圏域合同の移住セミナー、相談会の開催に対しまして500万円を計上しているところでございます。

桜本委員

今、事業の説明がございましたが、地域の活性化を図る取り組みはほかにも中部横断道沿線地域活性化ビジョン推進事業や、峡東地域ワインリゾート構想推進事業があります。こうした事業ともしっかり連携し、それぞれの取り組みがより効果的に行われることが重要と考えます。

そこで、今回の地域創生連携推進事業とこのほかの取り組みとの連携についてあわせて伺いをいたします。

市川総合政策部長 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、地域創生連携会議の取り組みと、同じく地域の活性化を目的とする他の取り組みを連携させることによりまして、それぞれが一層の成果を上げるようにすることが必要と考えております。

現段階での具体的な取り組みといたしましては、峡南地域におきまして、峡南歴史文化ツーリズム構想というものがございます。この構想の中では、宿泊施設で提供する食の魅力の強化に取り組む予定であることから、先ほど冒頭申し上げましたとおり、連携会議が開発する地元食材を活用したスイーツをそのメニューに加えることなどを検討しているところでございます。

今後におきましては、中部横断道沿線地域活性化ビジョンや峡東地域ワインリゾート構想などとの連携につきましても積極的に検討を進め、地域活性化に向けて効果的な事業展開を図ってまいりたいと考えております。

桜本委員

既に中部横断道沿線地域活性化ビジョンという、ビジョンという形で毎年議会の中でもその取り組み状況とかそういったことで今までも積み重ねがありますので、どちらが上になるかはわかりませんが、ビジョンの今までの経過を深めながら連携してやっていただければと思います。

(やまなし健康寿命延伸プロジェクト推進事業費補助金について)

次に、当初予算概要109ページのやまなし健康寿命延伸プロジェクト推進事業費補助金についてであります。

先日、2016年の健康寿命が公表されましたが、本県は男性が全国1位、女性が全国3位となっております。高齢化が進む現代社会においては、単に寿命を延ばすだけではなく、いかに健康に生活できる期間を延ばすかが大切です。健康寿命の延伸のためには高齢者だけでなく、子供やその親世代も含め、若い世代から健康づくりに取り組めるよう働きかけることが今後ますます重要になってまいります。住民の健康増進に関する取り組みの主体は市町村ではありますが、県としても健康寿命のさらなる延伸のため、市町村に対する支援が必要と考えます。

そこで、県では、市町村の取り組みに対しどのように支援していくのか伺いをいたします。

小島福祉保健部長 お答えをいたします。

健康寿命の延伸のためには、働き盛り世代など、健康づくりへの関心が薄いとされる健康無関心層の方々に対しまして積極的に働きかける必要がございます。

そこで、この事業では、こうした方々を中心に、子供から高齢者までの全世代を対象といたしました健康づくりなどに取り組む市町村をモデル市町村として選定いたしまして、事業の推進を支援してまいります。

明年度は3市町村程度を選定いたしまして、今後3年間で9市町村程度を支援してまいります。

桜本委員

3年間で9市町村のモデル事業ということであります。さらに、その中で優れた事業が進むのであれば、全県下一律に動かしていくという、そんな取り組みも必要かと思いますが、どのように展開していくのかお伺いいたします。

小島福祉保健部長 お答えいたします。

モデル市町村の取り組みの内容でございますとか事業の効果につきましては、健やか山梨21推進大会を初めといたしました福祉・保健・医療や市町村の関係者、さらには多くの県民の皆様が集う場などを活用いたしまして、幅広く周知し、全県下での取り組みを促進してまいりたいと考えております。

(アレルギー疾患対策事業費について)

桜本委員

次に、当初予算概要110ページのアレルギー疾患対策事業費についてであります。

ぜんそく、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギー等、アレルギー疾患に悩む患者は非常に多く、厚生労働省の報告によれば、日本の全人口の2人に1人が何らかのアレルギー疾患にかかっております。今や国民病と言われるアレルギー疾患対策は重要な課題の1つとなっております。

国においても、平成27年12月にアレルギー疾患対策基本法を制定し、平成29年3月に示された対策推進に関する基本的指針において、アレルギー疾患対策を実施することが地方公共団体の責務として位置づけられました。

こうした中、県では、アレルギー疾患対策としてどのような取り組みを行うのかお伺いをいたします。

小島福祉保健部長 お答えをいたします。

アレルギー疾患対策につきましては、疾患に関する知識の普及でございますとか、生活環境の改善、医療従事者の育成など、総合的に取り組む必要がございますことから、まず明年度はアレルギー疾患対策協議会を設置いたしまして、医療や予防などにかかる専門家の御意見も踏まえながら効果的な対策を検討してまいります。

また、検討の基礎資料とするため、医療機関におけるアレルギー疾患の診療状況などにつきまして調査をいたしますとともに、乳幼児健康審査などにおきましても子供のアレルギー疾患の実態を把握することとしております。

桜本委員

アレルギーというと、もう生まれたばかりの乳幼児から食べ物アレルギーとか、あるいは環境で、例えば内装材に何を使っているかというようなことも今非常に中心的な話題になっているところでございます。

そんな中で、専門的知見等を取り入れた対策の検討や施策の方向性を協議するため協議会を設置するとのことでありますが、具体的にどのようなメンバーで、どんな内容を検討するのかお伺いいたします。

小島福祉保健部長 お答えいたします。

協議会のメンバーでございますけれども、幅広い分野での協議ができますよう、患者さん御本人あるいは耳鼻咽喉科医でありますとか、小児科医などの医療関係者はもとより、学校や保育施設の関係者、さらには花粉などの発生源にも関係いたします森林あるいは農業関係団体の方々にも御参加をいただくこととしております。

また、明年度の協議会では、医療機関での実態調査の結果をもとに、本県の現状と課題を把握いたしましてさらに分析をし、その上でアレルギー疾患対策として必要な取り組みにつつまして検討してまいりたいと考えております。

桜本委員

中には、動物性アレルギーだとか、アレルギーに関するものは非常に深く幅広いものがございます。ぜひ幅広い専門家の御意見を聞きながら、山梨ならではの研究課題を発掘しながら進めていっていただきたいと思います。

(成長分野就業体験支援事業費補助金について)

次に、当初予算概要25ページの成長分野就業体験支援事業費補助金についてであります。

県では、本年度からやまなし新産業構造対応雇用創造プロジェクトの一環としてこの事業を実施し、正規雇用の拡大に取り組んでいるところであります。私は、正規雇用の拡大のためには、新規雇用だけではなく、派遣などの非正規雇用から正規雇用への転換も重要であり、そのための対策を充実すべきと考えています。

そこで、この事業の内容と本年度の実績についてお伺いをいたします。

佐野産業労働部長 お答えいたします。

本事業は、企業が新規雇用者や派遣社員、自社の非正規雇用者に対しまして、必要な職場訓練を実施し、その方々を正社員として雇用する場合に、訓練期間中の人件費の一部を助成するものでございます。

この事業は、平成31年度までの3年間で120人の正規雇用を目標とし、本年度の目標は20人としているところでございます。

本年度の実績は18人となる見込みであり、そのうち正社員として新たに雇用した者が13人、派遣社員や非正規雇用者から正規雇用へ転換した者が5人となっております。

桜本委員

まだまだ非常に内容は厳しいように感ずるところではありますが、帝国データバンクの調査によると、県内企業の約4割が正規職員が不足していると回答しており、この事業を活用したいという企業はもっともっと多いのではないかと考えます。

明年度は50人規模の正規雇用を目標としているということですが、どのように参加企業の拡大を図っていくのか、周知徹底をどのように図っていくのかお伺いをいたします。

佐野産業労働部長 明年度は、やまなし産業支援機構や山梨県機械電子工業会と連携いたしまして、会員企業等への事業周知を図るほか、県広報紙への掲載などあらゆる機会を通じまして広く企業に参加を呼びかけてまいります。

また、早期に募集を開始し、事業の対象となります訓練期間を十分に確保するとともに、申請書作成のための手引きを企業担当者に配付いたしまして、参

加企業の拡大を図ってまいります。

桜本委員

企業の中には、その申請手続が非常に膨大であると、そういったことの中で、そこまで事務を行えないということもあります。そういった申請事務の効率化というか、わかりやすい、そろえる書類をもうちょっと少なくした申請にしていくことも大事かと思えます。

(外国人留学生県内定着住促進事業費について)

次に、当初予算概要30ページの外国人留学生県内定着促進事業費についてであります。

県では、県内企業の人材確保を図るため、外国人留学生の県内就業を促進する取り組みを行うとのことですが、まず、県内大学等に在学している留学生の状況と本事業の内容について伺います。

佐野産業労働部長 日本学生支援機構が実施しております外国人留学生在籍状況調査によりますと、平成29年5月1日現在の県内留学生数は1,042人です。大学等に721人、日本語学校に321人が在籍し、前年同期よりも7.4%増加しております。

明年度の事業内容といたしましては、日本の就職活動について理解を深める留学生向けセミナーや、外国人雇用制度についての知識を高める企業向けセミナーを開催するとともに、合同就職説明会を開催いたしまして、留学生と県内企業とのマッチングを支援してまいります。

桜本委員

今、大学関係721人と提示されましたが、例えば大学別の数字をお持ちでしたら出していただけますか。

佐野産業労働部長 済みません、確認しまして後でまたお答えをさせていただくということですのでよろしいでしょうか。

(質問終了時に佐野産業労働部長から、外国人留学生県内定着促進事業の留学生の主な大学での留学生数については、山梨学院大学が209人、山梨大学が175人、山梨英和大学が112人、都留文科大学が72人、県立大学が12名との報告がされた。)

桜本委員

各学校別に数値がまとまっていると思いますので、また、各学校なりの考え方もありますし、こちらからのアクションの違いも出ているかと思えます。よくまた大学別に検討してみてください。

生産年齢人口の減少に人手不足が進行する中で、外国人留学生の県内就職を積極的に支援していくことは人口減少対策としても有効な手段であります。より多くの留学生の県内就職に向けて、県内の留学生だけでなく、県外の留学生にも広く周知を図り、参加者の拡大を図る必要があると考えます。

そこで、本事業の実施に当たり、留学生の周知について県ではどのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

佐野産業労働部長 お答えいたします。

県を初め近県の大学や日本語学校等に対しまして、各校のキャリアセンターなどを通じて、セミナーや合同就職説明会の開催を周知してまいります。

また、東京圏のU・Iターン就職促進協定締結校と連携を図るとともに、外国人留学生が多く在籍している大学等へ積極的に周知することにより、参加者

の拡大に努めてまいります。

桜本委員

留学生の場合、縦横の連携が非常にとれております。実際、いい地域があると、いい都道府県があるということでありますと、情報が集中して県内にも飲んでくるかと思えます。ぜひ、積極的な、わかりやすい拡大をお願いいたします。

(シルバー人材センター連合事業費補助金について)

次に、当初予算概要85ページのシルバー人材センター連合事業費補助金についてであります。

元気な高齢者の皆さんがその能力や経験を生かしながら活躍できる環境を整えていくためには、シルバー人材センターの果たす役割はますます重要となってきました。シルバー人材センター連合会では、平成26年度から県内企業等への派遣事業を実施しており、県内の人手不足対策としても、この派遣事業をさらに拡大していく必要があると考えますが、派遣事業の概要とこれまでの実績についてお伺いをいたします。

佐野産業労働部長 お答えします。

この派遣事業は、各地のシルバー人材センターが企業などの発注者と会員の派遣調整を行いまして、シルバー人材センター連合会が賃金の支払い等を一元管理する方式で実施しているところでございます。

実績につきましては、事業を開始した平成26年度の契約件数51件、就業実人員102人に対しまして、本年度は1月末現在で既に前年度を上回り、契約件数247件、就業実人員403人となるなど、大幅に増加している状況でございます。

桜本委員

派遣事業については、以前は1人当たりの労働時間の上限が20時間と定められていましたが、平成28年度4月から法改正により、知事が指定する業種、職種において週40時間を上限とする業務の提供が可能になっています。

そこで、県では、この労働時間の緩和による業務拡大について、どのように対応しているのかお伺いをいたします。

佐野産業労働部長 労働時間の上限緩和につきましては、会員や企業に対するニーズ調査、市町村長や民間の人材派遣会社の意見などを踏まえ、県が厚生労働省と協議の上、市町村ごとに対象となる業務を指定しているところでございます。

平成29年4月からは、北杜市、南アルプス市、笛吹市の3市におきまして、清掃、運搬などの5種類の業務を指定し、週20時間を超える就業が可能となっております。

明年度に向けては、富士吉田市、南アルプス市、昭和町、市川三郷町の2市2町において施設の受付業務、介護サービスなどの5種類の業務の指定につきまして厚生労働省と協議しているところでございます。

桜本委員

今の説明の中にありましたが、知事が指定する業種、職種においてというようなこともございます。県内企業において人手不足が大きな課題となる中で、派遣事業のさらなる拡大を図る必要があります。今後は県内各地のシルバー人材センターで行っている人材派遣について、データベース化を図るなど、派遣業務の広域化や迅速化に向けた取り組みを推進していただくよう強く提案をして次の質問に移ります。

(新みらいファンド組成事業費について)

次に、当初予算概要36ページの新みらいファンド組成事業費についてであります。

現行のみらいファンドは県内企業による新製品開発や販路開拓などを支援してきた制度ですが、明年度新たなファンドをつくる理由は何かお伺いをいたします。

佐野産業労働部長 お答えいたします。

平成20年9月に組成いたしました現行のみらいファンドは、原資15億円のうち、国からの資金12億円の貸付期間が10年間であるため、明年度には償還期限を迎えることになっております。

国は、都道府県からの強い要望を受ける中、現在の低金利環境を踏まえまして、規模の拡大等を要件としてファンドの継続を認める方針を示したところでございます。

本県経済の活性化のためには、起業・創業や新事業の創出に取り組む事業者を継続して支援していくことが重要であることから、県では、引き続き国の資金を活用する中で、ファンド規模を総額47億5,000万円に拡大しまして、明年度新たなファンドを設置することとしております。

桜本委員

15億円から47億円という3倍以上の膨らみを持たせているわけですが、私は、新たなファンドをつくるに当たっては、これまでの取り組みの成果等を十分に検証することが重要であると思っております。

そこで、これまでの実績と助成を受けた起業等に具体的にどのような成果があったのかお伺いいたします。

佐野産業労働部長 お答えいたします。

事業を実施いたしました平成20年度から平成28年度までの実績といたしましては、268件の申請に対しまして218件の助成を行っております。助成額の合計は1億7,800万円余となっております。

具体的な成果といたしましては、開業資金助成では、年間数億円単位の売上を誇る製造業者があらわれるとともに、新製品販路開拓支援では、助成した企業がその後、飛躍的に売上を拡大し、株式上場を果たした事例等がございます。

このように、ファンド事業は、助成した企業及び商品に係る売上の増加や新たな雇用の創出等に貢献してきており、売上額につきましては、県が把握している限りで少なくとも年間11億円以上の増加となっております。

桜本委員

この予算概要の中には、金融機関等との連携により基金を設置するとありますが、新たなファンドの仕組みについて新しいところをお聞かせください。

佐野産業労働部長 新たなファンドにおきましては、国の資金12億円を継続して活用いたしまして、県の資金はこれまでの3億円に、当初予算へ計上いたしました10億円を上乗せするのに加え、新たに県内の5つの金融機関から貸付等により22億5,000万円の資金の協力を得まして、総額47億5,000万円のファンドを設置いたします。

ファンドの資金につきましては、現行のファンドと同様に、運営管理者となりますやまなし産業支援機構が、地方債等により運用いたしまして、そこから生じます運用益により毎年度助成事業を実施していくこととしております。

桜本委員 県には、みらいファンド以外にもさまざまな中小企業に対する助成制度がありますが、最後に、明年度新たに組成するファンドはどのような取り組みを助成対象とするのかお伺いをいたします。

佐野産業労働部長 新たなファンドによります助成事業といたしましては、まず、県内で成長可能性の高い起業・創業をふやしていくため、対象業種の制限を外しまして、医療機器や6次産業化農業等に対し支援をしております。  
また、もう1つの助成事業といたしまして、県内中小企業の経営革新を促進するため、近年技術革新の著しいVR、AI、IoTなどの先進的かつ革新的な次世代技術を活用いたしました新たな事業活動に対し支援をしております。

桜本委員 県内にはそういった最先端の起業等が非常にまだ少なく感じるところであります。そういった、その部分も考えながら積極的に事業展開を図っていただければと思います。

(商工業振興資金貸付金について)

次に、当初予算概要34ページの商工業振興資金貸付金についてであります。  
県は、中小企業に対する金融面での支援として、資金調達力が弱い中小企業に対し、商工業振興資金により融資を行っていますが、今回の商工業振興資金の具体的な改正内容についてお伺いをいたします。

佐野産業労働部長 今回の改正では、商工業振興資金に係る信用保証料の助成対象を拡充するとともに、小規模企業への支援を強化し、起業・創業を促進するため、融資限度額の引き上げと、金利の引き下げを行うものでございます。  
具体的には、小規模企業者向け融資と、起業家支援融資の貸付限度額をそれぞれ2,000万円と3,500万円に拡大いたします。あわせて金利を0.2%引き下げ、起業家支援融資には女性、若者、シニア及び移住者向けにさらに金利を優遇した特別枠を設けるものでございます。

桜本委員 今、お話に出たように、今回の改正では県内で起業する方を対象とした起業家支援融資に新たな特別枠を設けて、女性や若者、移住者等に対して金利を低く設定することとなりますが、本県にとって最も重要な課題となっている人口減少対策として、県内での女性や若者の起業を後押しすることは、女性や若者の県外流出を抑えることにつながり、また、移住者については、山梨県で起業される方も大勢いらっしゃることから、県が金融面においてこうした方々をしっかりと支援すれば、県外からのU・I・Jターンといった移住の促進にもつながるものと思います。

また、特に、県外から移住して起業を考えている方に対しては、県の融資だけでなく、市町村の融資制度も利用することで、できるだけ多くの事業資金が確保できるよう、市町村と連携して取り組むことも必要と思います。

そこで、起業家支援融資において、市町村との連携についてどのように対応するのかお伺いをいたします。

佐野産業労働部長 お答えいたします。

起業を考えている方が県の商工業振興資金を利用する際に、市町村による制度融資をあわせて利用すれば、より多くの資金の調達が可能となります。また、安定した事業経営につながるものと考えております。

市町村では、起業をする方が、県の商工業振興資金を利用した場合、金利の一部を市町村が助成いたします利子補給金制度や小規模企業者向けの小口資金の制度融資を実施していることから、市町村と情報交換をしながら積極的に支援をしております。

(ワイン産地確立推進事業費について)

桜本委員

次に、当初予算課別説明書の農の11ページのワイン産地確立推進事業費について伺います。

まず、4の醸造用甲州ブドウ産地育成強化事業費補助金についてであります。

本事業は、ブドウ農家と醸造メーカーのマッチングを推進するとともに、醸造用甲州ブドウの新たな栽培に対して助成するものであります。甲州ブドウは本県を代表する品種として、次世代に残していくべき品種であり、その増産に当たっては栽培農家の経営安定を第一に考え、その上でワイナリーの要望に応じていくことが重要と考えます。

そこで、この事業の具体的な内容と、どのように醸造用甲州ブドウの生産振興を図っていくのかお伺いをいたします。

大熊農政部長

お答えいたします。

本事業は農家が安心して甲州ブドウの生産に取り組めるよう、農家とワイナリーとの長期取引契約の締結を促進し、契約した農家の方々には苗木の購入や棚の改修などに係る経費を支援するものでございます。

県では2025年までに甲州ブドウ1,000トンの増産などを目標とする山梨ワイン産地確立推進計画に基づき、毎年度目標を掲げて計画的な増産を推進しており、原料の高品質化、生産拡大、担い手の育成を一体的に進めまして、明年度は14ヘクタールの圃場で甲州種の新植または改植を目指してまいります。

桜本委員

醸造用ブドウの栽培農家では、高齢化が進んでおり、現在の栽培面積を維持することも難しいのではないかと心配しております。県では、醸造用ブドウを栽培する担い手を育成するため、本年度新たに醸造用ぶどうづくりチャレンジ事業費を創設しましたが、本年度の取り組み内容と成果についてお伺いいたします。

大熊農政部長

お答えいたします。

この事業は、醸造用ブドウの栽培やワイン生産にかかわりたい方々を支援するため、ワイナリーの協力のもと、醸造用ブドウの栽培やワインの醸造などの実践的な実習を実施するものでございます。

本年度は、中北地域と峡東地域のワイナリーで実施した実習に、県内外からそれぞれ30名が参加したところでございます。

参加者の多くから、この体験を通じて、栽培意欲が高まったなどの意見が寄せられており、10名の方が、県内のワイナリーへの就職、あるいはみずから栽培に取り組み始めたところでございます。

桜本委員

ワイナリーの協力などにより一定の成果が上がっているようですが、成果をより効果的に得るには、本年度の問題を明確にし、その解決に向け、実施方法などを改善していくことが必要です。

そこで、本事業における実施上の課題と、それを踏まえた明年度の取り組み方針についてお伺いをいたします。



大熊農政部長

お答えいたします。

本事業は受講者が参加しやすい週末に実施するプログラムであることから、雨の降った際には作業の延期を余儀なくされ、ブドウの生育にあわせた作業ができないこと、また、栽培技術や就農などのさまざまな相談に応えるには指導者数が少ないことなどの課題が顕在化したところでございます。

このため、明年度は、受講者にとってより満足のいく体験プログラムを提供できるよう、作業延期時の代替圃場の確保や指導者の増員など、充実した研修体制を整えながら、多様な要望にきめ細かく対応することで、さらなる担い手の確保、育成を図ってまいります。

桜本委員

この事業の成果は、いかに多くの方に本県に訪れていただいて、醸造用ブドウづくりに携わっていただくかが問題です。そのためには、来ていただく方々の旅費の支給や滞在費の補助など、相手方のことも考えた事業も必要ではないかと提案しまして、次の質問に移ります。

(農産物海外販路拡大支援事業費について)

次に、当初予算課別説明書の農の14ページの農産物海外販路拡大支援事業費について伺います。

知事を先頭に、農業関係団体等と共同したトップセールスにより、参加者の方々は現地での評価を実感しておりますが、生産者等がみずから自分たちの生産した農産物等が現地で、海外でどのように評価されているかを実感する機会はなかなかありません。

また、自分で生産したものはもちろん、国内外のライバル産地で生産された農産物の評価や品質、包装など、見るべきものは数多くあります。そこで、私は、今議会の一般質問において、このような機会の提供についてただしたところ、県では、生産者等が海外での評価などを実感できる機会の提供に努めるとの答弁がありました。

そこで、本事業では、海外への輸出促進に向けた幾つかの取り組みが予定されておりますが、これらの事業の実施を通じて、農業生産者等への機会の提供を考えられているのかお伺いをいたします。

大熊農政部長

お答えいたします。

本事業は、県産農産物の販路を拡大するため、海外・販売情報発信拠点から農産物や観光情報など、本県の魅力を総合的に発信するとともに、トップセールスで構築した関係を持続させるためのフェアの開催などに取り組むこととしております。

これらの取り組みを通じまして、農業生産者等から視察の要望に対して現地事業者と調整し、本県関係のフェアなどについて視察機会の提供に努めてまいりたいと考えております。

桜本委員

農業生産者が現地において評価を実感することは重要であります。一方で、海外などの輸出関係事業者を本県に招請して、産地を視察してもらい、品質の高い県産果実などの魅力を実感してもらうとともに、生産者等と輸出関係事業者が意見を交わすことで農業生産者等の生産意欲の向上につながるものと考えます。

そこで、輸出チャレンジャー育成事業費では、輸出に意欲的な農業法人等の取り組みを支援するとしていますが、具体的にどのように取り組むのかお伺い

いたします。

大熊農政部長

お答えいたします。

本事業は、海外への独自の販路開拓が難しい農業生産者等の輸出に向けた取り組みを支援するため、現地輸入事業者等を本県に招請し、農業生産者等との商談機会を提供するものでございます。

明年度につきましては、台湾とタイの小売事業者などを招請し、農業生産者等との商談機会の提供を予定しており、農業生産者等が海外での評価などを実感し、輸出意欲を高めていただくことで、海外への販路開拓につなげてまいりたいと考えております。

(リニア中央新幹線建設工事発生土処分受託事業費について)

桜本委員

次に、当初予算概要125ページのリニア中央新幹線建設工事発生土処分受託事業費についてであります。

2027年のリニア中央新幹線の開業は、首都圏や中京圏、関西圏など、3大都市圏との連携が強化されることから、本県が持つ豊かな自然環境や観光資源などを有効活用して、産業や経済の活性化につなげる大きなチャンスとなることが期待されます。

早川町内ではJR東海により最難関と言われる南アルプストンネルの掘削作業が進んでいます。県においても現在、このリニア建設に伴う発生土を盛土材として有効活用する整備方針のもと、早川芦安連絡道路の整備に取り組んでいます。JR東海の負担区分を含め、この道路全体の整備計画についてお伺いをいたします。

後藤知事

早川芦安連絡道路につきましては、早川町奈良田と南アルプス市芦安を結びます約4キロメートルの計画で、早川右岸の盛土区間と、早川を渡る約140メートルの橋梁と、約3.5キロメートルのトンネルからなり、現在のところ、総事業費で約180億円を見込んでいます。

このうち、盛土区間につきましては、リニア建設工事の発生土を活用することとし、この工事に要する費用の約60億円をJR東海が負担をすることとしております。

橋梁・トンネル区間は技術的にも難しい工事が予想されますが、今後、詳細な調査、設計を行う予定でございます。

この連絡道路は、災害時の孤立化の解消や救急搬送の時間の短縮、さらには観光振興などに大きな効果があると考えております。地元や周辺自治体からの期待も大きいことから、早期の完成を目指し対応してまいりたいと考えております。

桜本委員

この発生土を処理しなければ、トンネルの進捗状況もままならない、進まないということの中で、このリニア発生土を早川芦安連絡道路の早川町側の盛土工事に活用していくとのことですが、明年度の予算として2億2,896万円余が計上されています。

そこで、現在の工事の進捗状況と明年度の予定についてお伺いをいたします。

垣下県土整備部長 お答えいたします。

この橋梁・トンネルにつながる盛土区間についてでございますが、盛土量を約120万立方メートル予定しているところでございまして、昨年3月にJR東海と施工協定を締結し、立木伐採や搬入路などの工事を進めてきたところで

ございまして、昨年12月からはJR東海からの発生土の受入を開始したところでございます。

明年度につきましては、JR東海の土の搬出工程を踏まえながら、今度の盛土工事に必要となつてまいります擁壁などの工事を進めていく予定としていくところでございます。

桜本委員

今、この部分については、談合等のことも話題になっております。どのように進展するののかも注視しておかなければなりません。そんな中で、県においても、ぜひそういった情報をいち早く我々県民にも情報を開示していただくことをお願いします。

次に、この連絡道路はユネスコエコパークに登録された南アルプス周辺地域の一層の交流の強化や周遊観光による地域活性化など、その整備効果は大いに期待されているところであり、早期の完成が待ち望まれています。しかし、連絡道路につながる芦安側の旧林道区間は道幅も狭く、急勾配や急カーブが続き、観光バスなどの通行に支障を来している状況であります。

そこで、連絡道路につながる芦安側の道路整備について、今後どのように取り組んでいくのか御所見を伺います。

垣下県土整備部長 お答えいたします。

この早川芦安連絡道路につながる芦安側の道路についてでございますけれども、このトンネルの工事用車両の円滑な通行の確保や、そもそも連絡道路の機能を十分に発揮する上でも、狭隘箇所解消、これが非常に重要なものと考えているところでございます。

このため、この区間につきましては、まず全体の整備方針を検討するとともに、まずは連絡道路の工事用車両の通行に必要な対応策について、詳細な検討を行っていくところとしていくところでございます。

桜本委員

工事用道路を生かしながら、それが本線に近いようなものに変えていけば、予算も縮減できる。よりよい計画を立てていただければと思います。

(エネルギー教育推進事業費について)

次に、当初予算概要77ページのエネルギー教育推進事業費についてであります。エネルギー資源の乏しい我が国において、将来、エネルギーを利用し、そのエネルギー源を選択するのはまさに現在の子供たちであり、子供たちがエネルギー問題について興味や関心を持ち、正確な知識と科学的な知見を身につけることは重要と考えます。

そこで、本事業の目的と具体的な内容についてお伺いをいたします。

守屋教育長

お答えをいたします。

本事業は、児童生徒がその発達段階に応じてエネルギー問題への興味関心を持ち、エネルギーや環境に対する総合的な見方や考え方を身につけることを目的としております。

具体的な取り組み内容につきましては、小中学校では科学技術館や日本科学未来館などの最新の科学技術に触れられる施設を訪れ、太陽光発電の仕組みやエネルギー効率の比較を体験的に学ぶなどの活動を行っております。

また、高校では、大学の研究施設や発電所等の見学、茨城県にあります次世代エネルギーパークを訪れるなどして、エネルギーを科学的に理解し、新エネルギーの可能性や必要性について考察する体験学習を学校単位で行っている

ところでございます。

桜本委員 エネルギーは生活や経済活動の基盤をなすものであることから、子供たち一人一人がみずからの問題として考え、判断する力が求められますが、この事業を実施することによりどのような教育効果が認められているのか御所見をお伺いします。

守屋教育長 お答えをいたします。  
児童生徒が、実際にエネルギーが生まれる原理などを体験的に学習することは、エネルギーに関する基礎的な知識や、エネルギー対策の必要性について理解を深めることに効果的であると考えております。  
特に、小中学校では身近な電気エネルギーに焦点を当て、体験的な学習をすることにより、省資源・省エネルギーに対する興味関心の深まりや、節電などの実践的な態度が身につくなどの効果が得られているものと考えております。  
また、高校では、科学的な視点から先端研究等に触れた体験が、水力、化石燃料、原子力、太陽光などを源とするエネルギーの特性や利用などの理解に結びつき、エネルギー問題に対する意識の高揚が図られていると考えております。

桜本委員 現在、先ほどもお話ししましたが、正確な知識と科学的な知見を身につける、これは実証として、例えば農業の中でも地熱を使っている、地下熱を使っている、あるいは井戸等の温度差を使ったものをエネルギーに変えていくという、そういった目に見えるようなものについても実体験をしていただくということも教育の中では重要だと思います。そういった具体的な例を体感、体験できるようなものも深めていただければと思います。

(高等学校審議会開催費について)

最後に、当初予算概要78ページの高等学校審議会開催費についてであります。

県教育委員会では、平成22年度を初年度とする県立高等学校整備基本構想に基づき、魅力と活力のある高校づくりを進めてきましたが、平成31年度で計画期間が終了することから、明年度、高等学校審議会を開催し、新たな整備構想を検討することですが、具体的にはどのようなことを検討するのかお伺いいたします。

守屋教育長 県内の中学校卒業生数は、15年後には、昨年度の出生数から推計した場合に、本年より2,100人以上少ない5,900人程度となる見込みであることから、急激な生徒数の減少を見据え、今後の公立高校のあり方や学校の適正規模、地域ごとの将来像などについて検討していく考えであります。

また、情報化の進展やグローバル化する社会への対応など、高校を取り巻く社会環境の変化とともに、産業人材の育成や地域活性化に果たす学校の役割も十分に考慮する中で、特色ある学校づくりについて検討を進めていきたいと考えております。

桜本委員 その中で、教える側もそういった最先端の技術あるいは経験、そういったものも踏まえながら、他の産業のところで働いていた人たちを中途採用しながら、本当に今の最先端のものを教育の中で図っていくという、そういったことも忘れてはならないと思います。

次に、一方で高校は、地域が求める人材の育成や地域の活性化を図る上で大

きな役割を担うものであります。そのためには、地域の人材や地場産業などの地域資源の活用、地域住民の学校運営の参画など、地域との連携についても検討する必要があると考えますが、御所見をお伺いいたします。

守屋教育長

お答えをいたします。

高校が地域と協働して地域の課題解決に向けた取り組みを行ったり、地元企業等と連携してインターンシップを実施したりすることにより、地域の活性化や人材育成につながると考えております。

また、地域の住民や企業などのより一層の参画や連携強化により、キャリア教育の推進や学校の魅力向上、特色づくりに資するなど、学校運営のさらなる改善も期待できるものと考えております。

このため、それぞれの高校の特色や地域から求められる役割も踏まえる中で、地域との連携がより一層進むよう検討を進めていきたいと考えております。

桜本委員

県内の地域それぞれの特性もあります。そんな中で、その地域の経済界あるいは商業界との意見交換も踏まえながら地域の声を反映していく。そういった心構えも重要ではないかと思えます。

さらに、生徒数が急激に減少していくと、各高校の規模がますます縮小し、学校の活性化が失われてしまいます。現在、本県の高校入試は原則県内の中学生しか受験できないこととなっていますが、過日の新聞報道によると、32の道府県が県外から生徒を募集しているとのことであります。

そこで、学校の活性化を図るために、県外からの生徒募集についても検討する必要があると考えますが、御所見をお伺いいたします。

守屋教育長

お答えをいたします。

県外からの生徒を受け入れることにより、学校の適正規模の確保や学校の活性化が図られるとともに、地域の活性化や将来の定住人口の増加なども期待できるものと考えております。

一方、県内の中学生に対しましては、進路希望への対応を十分に行い、高校教育の場を適切に確保することも重要であることから、他県の状況や県外から生徒を受け入れることによるメリット、デメリットを整理した上で検討を進めてまいりたいと考えております。

桜本委員

現状を見ると、山梨県から県外に移ってしまうと、通っているということが現状ではないかと私は思っております。これを反転攻勢するということは非常に労力もかかりますし、その先見性も必要でございます。これは中学校ばかりではなく、その人口を底辺から教育を含めて変えていくことによると、幼稚園、保育所、あるいは小学校、中学校、高校、大学、各種専門学校、そういったものがやはり山梨が優位であり、生きるには十分大事な地域であるということも踏まえて、本当に学校全体、公立、私学も含めた大学が、あるいは学校教育が変わっていかなければ、それはならないと思えます。これは高校入試にかかわらず、県全体の教育界を巻き込んだ議論にさせていただければと思います。

以上をもちまして質問を終わらせていただきます。

(D P A T体制整備事業費について)

遠藤委員

それでは、質問をさせていただきたいと思えます。

まず、当初予算概要95ページ、マル新のD P A T体制整備事業費について

であります。

昨今、想定震源域に近い峡南地域においても心配されております南海トラフ地震を初め、活断層を震源とする地震や風水害、富士山噴火等の大規模災害の発生が懸念されているところであります。大規模災害発生時、災害対策を円滑に進めるためには、地域防災力の強化に加え、過剰な心理的負担により心身に不調を来す方も多いことから、被災者や被災者の支援に当たる支援者に対する心のケアの維持向上を図るための体制整備が大きな課題であります。

このため、県は、今月13日、山梨大学、県精神科病院協会、及び県立北病院と災害時に派遣する精神医療チームのいわゆるDPATの派遣に関する協定を締結したところであります。被災地における実効性ある支援を行うため、どのような方針のもと、チームを編成し、活動をしていくのかお伺いをいたします。

小島福祉保健部長 お答えをいたします。

本県では、複数の精神科病院などによります合同チームの編成を可能とすることによりまして、限られた医療資源を活用し、より多くのチームの確保を図ることとしております。

また、医師を中心とするチームのほか、状況に応じまして精神保健福祉士などによるチーム編成も行い、精神医療の提供が必要な発災直後だけでなく、心の健康の保持、向上が必要な中長期に至るまで被災者のニーズに沿って行動を行ってまいりたいと考えてございます。

遠藤委員

今の答弁にもありましたように、中長期的な考え方のもとで行っていくということでございます。協定の締結によりまして、適時適切な精神医療の提供と、それから精神保健活動を行っていく体制が確保されたことは非常に心強いと思いますが、派遣先となる被災地の方々のみならず、本県の防災体制の充実に大きく寄与していくと思っております。

そういう中で、専門性の高い支援を効果的に行うためには、DPATを構成する人材の育成というものが重要だと認識いたしますけれども、今後、この人材育成に関してどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

小島福祉保健部長 お答えをいたします。

県内の医療機関などに対しまして、国が主催をする研修、あるいは訓練への積極的な参加を促しますとともに、県内でも研修、訓練を実施いたしまして、多くのDPATメンバーの確保を図ってまいります。

また、災害派遣医療チーム、いわゆるDMATでございますけれども、DMATなどともスムーズな連携体制を確保するため、県内のさまざまな医療救護訓練などへの参加を働きかけるなど、効果的かつ専門性の高い支援を行える人材を育成してまいります。

(特定行為研修指定機関体制整備事業費補助金について)

遠藤委員

それでは、次の質問に移ります。

次に、当初予算概要104ページであります。在宅医療の推進のうちのマル新の特定行為研修指定機関体制整備事業費補助金についてであります。

平成28年度末、県が策定いたしました地域医療構想によりますと、療養病床から在宅療養に移行する患者が増加して、そしてこの方たちを支える在宅医療の需要はますますふえていくと言われております。また、社会的な必要性だけではなくて、住みなれた環境で生活を続けることは、患者が精神的にも安定

をして、治療や療養によい効果が得られるといったことを先月、甲府市内で行われました県と県看護協会が主催をする在宅医療普及の講演会で伺いました。

増加する在宅医療のニーズに適切に対応していくためには、医療と介護に係る多職種が緊密に連携するとともに、職種ごとの専門性を高める必要があるということです。

こうした中、看護につきましては、医師等の判断を待たずに、手順書によって看護師が診療を行う特定行為が可能になったと承知しておりますが、この特定行為の制度内容についてどのようなものか伺います。

小島福祉保健部長 お答えをいたします。

特定行為でございますが、これは医師の負担を軽減できますよう、看護師が患者の病状に臨機応変に対応し、医師に指示された範囲内で、医師にかかわって特定の医療行為が可能となる制度でございます。

例えば、脱水症状が疑われる患者さんに対する点滴でございますとか、悪化した床ずれの治療などでございます。

なお、特定行為を行う看護師につきましては、専門性を高めるため、特定行為研修を修了しなければならないこととされております。

遠藤委員

今、特定行為を行う看護師に関しては、特定行為研修を修了した者でなければならないということでもありますけれども、このような看護師を確保する、この方向性を今後どのように進められるのかお伺いいたします。

小島福祉保健部長 お答えをいたします。

現在、県内では特定行為研修というものは行われておりませんので、県外において半年以上、時間にいたしますと300時間余りの研修を受講する必要があります。

このため、県内で就業しながら受講できる体制を整えることといたしまして、山梨大学と連携し、大学病院で研修が実施できるよう取り組んでまいります。

遠藤委員

今、この研修をできる看護師はどの程度いらっしゃるのでしょうか。

小島福祉保健部長

まず、この研修を受けることによって初めて特定行為研修を指導できる看護師ということになります。したがって、現時点において、本県では、この特定行為研修を受けて研修をできる看護師は1名のみとなっているところでございます。

遠藤委員

この特定行為研修が実施できる看護師がふえるということが、在宅医療の充実強化につながっていくと思っておりますが、こういったことが期待できるのかお伺いします。

小島福祉保健部長 お答えをいたします。

高齢化の進展に伴いまして、今後ますます需要が高まる中で、医師がいない場合でありましても、訪問看護師が患者さんの状態に応じて医療ケアを実施できるようになりまして、在宅で療養する方が安心して適切な医療を受けられる体制が充実するものと考えております。

遠藤委員

先ほど来、何名かの方がおっしゃっておられましたけれども、本年3月に公表されました全国健康長寿ランキングで我が山梨が男性1位、女性3位という

ことでありました。一方、平均寿命は、男性20位、女性18位という中段でありまして、平均寿命と健康寿命の差が小さいほど理想とされております。年々これが広がっているということでもあります。本県は男性が2位で7.64年、女性が6位、11年ということでもあります。

在宅医療介護の推進が包括ケアの進化へと進展をして、そしてやまなし健康長寿新戦略の目指す社会へと向かうことを期待して質問を変えます。

(やまなし次世代林業推進事業費について)

次に、予算概要45ページ、やまなし次世代林業推進事業費についてであります。

本県の人工林の多くは、戦後から高度経済成長期に造林され、資源として充実をしてきており、森林資源の循環利用の観点から、積極的に伐採をし、木材の利用を拡大していくことが求められております。

また、東京オリンピック・パラリンピック開催を契機とする木材需要や大型合板工場が本県身延町内への進出を決定、大規模バイオマス発電所の本格稼働が本年8月に予定されるなど、県内の林業、木材産業を取り巻く情勢に大きな変化があらわれております。

私は、このような大きな情勢の変化を、本県の林業、木材産業の成長産業化への好機と捉えております。県産材の需要拡大に向け、供給力の向上を図ることが重要と考えますが、そこで事業内容についてであります。

予算概要45ページ、県産材の供給力強化を図るため、伐採から植栽を一貫して行う効果的な作業システムの実証等を行うということでもありますけれども、事業の具体的な内容について伺います。

小島林務長

お答えいたします。

本県の木材需要の増加が見込まれる中、県産材の供給力強化を図ることを目的に、従来別々に行ってきた伐採から植栽までの作業を高性能林業機械など効果的に併用し、作業を一貫して行う効率的な作業システムの実証を県有林で行います。

また、森林調査等において、ドローンなどのICT先端技術の活用の実証を行い、事業者向けに現地研修会や技術指導を行います。

さらに、地域の工務店等が県産材を利用しやすい環境を整えるため、本事業により伐採された木材を利用し、一般住宅1棟単位からの小規模な木材供給にも取り組んでまいりたいと考えております。

遠藤委員

今の一貫システムとかドローンの活用というものが本県においては今までになかったと承知しておりますけれども、こういう中で他の地域がどのような活動をしているのか、そういう情報がありましたらお願いします。

小島林務長

お答えいたします。

県内においては、一貫作業システムに必要なコンテナ苗の調達が可能となったことや、高性能林業機械が普及してきたことにより、導入環境が整ってきたことから、実証を行うこととしたところでございますが、一貫作業システム自体につきましては、持続的な林業経営を行うための低コスト化技術として、既に国有林で実証に取り組まれております。

また、ドローンなどのICT先端技術につきましては、林業分野における活用が進みつつあり、岐阜県などの幾つかの地域では実証が行われ始めているところでございます。



遠藤委員            そういった先進的なところを参考に今後、事業を進められると思いますけれども、本県の事業の実施によりましてどのような成果が見込まれ、また、それを県産材供給の強化につなげていくということになるかと思いますが、その辺の関係性について御質問いたします。

小島林務長            お答えいたします。  
新たな作業システムや新技術の導入による作業の効率化などの実証を県有林において3年間行い、伐採から植栽までの作業コストを3割程度縮減することを目指してまいります。  
また、実証を通じて技能を修得した林業事業者が、この低コストな作業システムを森林所有者に対し提案をすることで、民有林においても採算性の向上により伐採が促進され、県全体の木材供給力が強化されるものと考えているところでございます。

遠藤委員            コスト3割削減を目標とするということで、大変に心強い取り組みだと思います。木材産業の輸送手段が主に私はトラックだと認識をしております。今まで道路インフラの整備ができておりました峡南地域においても、中部横断自動車道の開通などによって、林業・木材産業への成長産業化の可能性が大いに高まったと認識をしております。こういう事業の県を挙げての一層の積極的な取り組みを期待して、次の質問に移ります。

(地域適応型新技術等実証事業費について)

次は、当初予算概要50ページ、地域適応型新技術等実証事業費についてであります。

去年は、桃の販売が堅調に推移をして、また、生産量が伸びているブドウのシャインマスカットが引き続き高値で推移するなど、農業生産額1,000億円の復活に向け、明るい兆しが見えてきたという声も聞こえてきます。今後も農家の経営を安定させ、もうかる農業を実現するには、新品種や新技術などを積極的に導入し、競争力の高い産地として成長していくことが肝要であると考えます。

今月2日、果樹試験場の研究成果発表会が開催され、500人もの農業者や農業関係者が集まったと聞き、新品種や新技術に対する期待の大きさがうかがわれました。こうした研究の成果をできるだけ早く現場に定着をさせ、本県農業のさらなる発展につなげていくことが重要と考えます。

この地域適応型新技術等実証事業は、まさにこの役割を担う事業ではないかと思われませんが、具体的にどのような取り組みなのか伺います。

大熊農政部長            お答えいたします。  
本事業は、県の試験研究機関などで開発された新たな品種や栽培技術を早期に普及させることを目的に、生産現場におきまして農家やJAの協力を得ながら、品質の確認や技術の実証を行う事業でございます。

品種や技術の導入に当たりましては、標高や土壌、気象条件などの違いを踏まえ、適応性や収益性を見きわめることが必要なことから、県下4カ所の地域普及センターにおいて、果樹、野菜、花き、鳥獣被害防止などの分野の21課題で実証圃場を設置しております。

この実証圃場において、農家やJAの営農指導員等を対象とした研修会を開催するとともに、適応性や収益性を現場で確認し、地域における迅速な普及に

つなげてまいります。

遠藤委員

地域における実証ということで、品種の特徴や技術の効果、農協の部会員などと生産者が直接確認をできるということは、農業者の理解が得られやすい有効な手段だと思えます。現在、21課題が実施されているということでもありますけれども、峡南地域においても今年度、平成29年度はキウイフルーツの省力化、それから鳥獣害に強い作目、新ブランド米「つや姫」などを手がけてきたと聞いておりますが、これまでの事業で取り組まれてきた内容についてお伺いいたします。

大熊農政部長

お答えいたします。

果樹ではブドウのシャインマスカットの生産拡大を図るため、房の形を整えるために行う、粒を間引く摘粒の作業時間を大幅に削減できる、県果樹試験場が開発した新たな技術などを実証中でございます。

また、野菜につきましては、スイートコーンの出荷期間を拡大するための栽培技術などを、花きにつきましては、総合農業技術センターで開発したピラミッドアジサイの出荷量を平準化するため、開花時期を調節する技術を実証中でございます。

さらに、農業者みずから設置できる簡易な獣害防止柵の効果などを実証し、地域での普及を図っているところでございます。

遠藤委員

今後も品種の技術や早期の普及に向けて農業者も、研究者側も事業をうまく活用していただきたいと思いますと思いますが、平成30年度、明年度の具体的な取り組み内容について、また、今後の考え方につきましてお伺いをいたします。

後藤知事

明年度につきましては、民間で育成されました、平成28年度に県のオリジナル品種としても登録された、スモモの皇寿を広く普及させるために、実のつきやすさや果実の品質を確認する栽培実証を行うとともに、身延町の曙地区の特産品である、あけぼの大豆につきまして栽培を町内全域に拡大することから、肥料をまく適切な時期や量について具体的な検討をしてまいりたいと考えております。

今後とも、新たな品種や省力化に資する新技術などが、各地域の気象や土壌などに適しているかどうか実証し、山梨ならではの品種や技術として、生産現場への普及を推進することにより、農業所得の向上と本県農業の発展にプラスになるように最大限対応していきたいと考えているところでございます。

遠藤委員

大きなスモモの皇寿、また、峡南地域の代表作目であり、あけぼの大豆、こういったものに大変期待をしたいと思います。

試験研究で得られた成果が現場での実証によりまして早期に地域や農業者に普及をして、もうかる農業に向けまして今後も県、それから本県産業農業がさらに発展することを願い、次の質問をいたします。

(しらべて安心インスペクション普及促進事業費について)

次は、当初予算概要99ページ、しらべて安心インスペクション普及促進事業費についてであります。

少子高齢化や相続した住宅の未活用などにより、空き家が増大していることは全国的にも課題となっております。空き家の発生を抑制するためには、空き家となる前の段階で中古住宅として市場に流通させることも1つの策として

必要であると考えます。しかし、中古住宅の取引は低迷している状況にあると思います。

このような状況の中、今回、しらべて安心インスペクション普及促進事業費として、建物状況調査、いわゆるインスペクションの助成に新たに組み込むことですが、この事業を創設した背景につきまして質問をいたします。

垣下県土整備部長 お答えいたします。

本県の住宅流通シェアは12.3%となっております。全国平均よりも低い水準となっているところでございます。このため、中古住宅の流通促進への取り組みが求められていると認識しているところでございます。

一方、国は、講習を受けた建築士によるインスペクションを普及促進することで、中古住宅の売主、買主が安心して取引できる市場環境の整備を図るために、宅地建物取引業法を改正し、本年4月から施行することとしているところでございます。

このため、空き家率が高い状況にある本県といたしましては、中古住宅の流通促進と空き家の発生抑制に積極的に取り組む必要があることから、国のこの動きにあわせて、今回、事業の創設に至ったものでございます。

遠藤委員

国のほうの制度改正があると。それから流通促進という、2つの局面からということだったと思います。

また、予算概要によりますと、この事業は補助先を公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会としておりまして、補助対象をインスペクション費用の助成及び普及啓発としていますが、補助制度の具体的な内容について伺いをいたします。

垣下県土整備部長 お答えいたします。

まず、インスペクションの一層の促進を図るため、今、委員御指摘のありました公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会を通じまして、5万円を上限として費用の2分の1を中古住宅の売主等に補助いたします。また、この制度の普及を図ることもこの事業の目的の1つであることから、調査費用への補助とあわせ、同協会が実施いたします県民向けの制度説明会やパンフレットの作成などにかかる経費に対しまして、費用の2分の1を補助いたしまして、制度の早期定着に努めていきたいと考えているところでございます。

遠藤委員

中古住宅の購入者が抱えている品質の不安があるということでございます。こういったものを軽減するために建築士などの専門家が行うこのインスペクションの活用を促進することは大変効果的であると思いますし、また、この制度改正を空き家の解消に取り組むという発想の転換にも感動したところであります。

こういうインスペクションが一般化をしていけば、売主、買主ともに安心して中古住宅が取引できる市場環境が整って、そして、ひいてはそれが空き家対策の未然防止につながるということで、このインスペクションの促進に対する県の取り組みは非常に重要になると思いますので、方針について伺います。

垣下県土整備部長 お答えいたします。

このインスペクションを今後、普及促進させていくためには、県だけではなく、不動産関係団体や市町村の役割も大変重要なものになってくると考えているところでございます。

こうしたことから、不動産関係団体と緊密に連携いたしまして、制度の普及促進を図ることによりましてまず中古住宅の流通を促進してまいりたいと考えているところでございます。

また、本事業は、市町村が進めます空き家バンク、こちらとも連動させることとしておりまして、空き家対策の推進の観点からも積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

(ICT活用学力向上実証研究事業費について)

遠藤委員

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

当初予算概要77ページであります。ICT活用学力向上実証研究事業費についてであります。

AIやIoTなど、情報技術の急速な進展は、生活上さまざまな面において利便性を高める一方で、職業や人々の働き方に大きな変化をもたらすとも考えられております。このような変化の激しい時代を生きていく子供たちは、情報技術の発展に乗りおくれることなく、積極的に活用していく能力を身につけていくことが必要だと思います。そのためには、学校教育の情報化を促進することが必要であり、中でも授業などでICTを積極的に活用していくことが重要であるとも考えます。

県では、本年度より2年間で市川高校と富士北稜高校の2校を研究実践校に指定し、ICT活用学力向上実証研究事業に取り組んでいるとのことですが、現在の取り組み状況についてお伺いします。

守屋教育長

お答えをいたします。

ICTの活用により、テストの採点を自動化して、結果を速やかに生徒に提供できるほか、生徒がネットを通じて学習教材を容易に利用することが可能となります。

研究実践校においては、こうした機能を活用し、生徒用の情報端末とウェブ上の学習サービスを利用し、基本事項の定着を確認するテストの適宜適切なタイミングでの実施や、家庭でも学習できる動画教材の配信などを行っているところであります。

また、生徒の学習成績や家庭学習の状況、進路希望等の情報を一元管理し、教員が生徒一人一人の状況に応じた効果的な指導に努めるとともに、生徒が学習状況をみずから把握し、学校や家庭を問わず必要な学習コンテンツをいつでも利用できる環境を整えるなど、主体的な学習を進める取り組みも行っているところであります。

遠藤委員

今後、アクティブラーニングなんかの導入で、教育スタイルが今、変わろうというときだと思えます。そういう中で、個々の学力に応じた学習、あるいは自学自習能力、それから生徒と先生、保護者がコミュニケーションを迅速に共有できるということなどで、ICTを活用した教育システムを私は大いに期待をしているところでございます。

現在までの取り組みが、あったかと思いますが、一方で、課題も明白になってきたのではないかと思いますけれども、そこで、県では、これまでの成果と課題を踏まえて、2年目となる明年度においてはどのように取り組んでいくのかお伺いをします。

守屋教育長

お答えをいたします。

本事業での取り組みによりまして、生徒は自分の弱点を把握し、必要な復習

に効率よく取り組むことができるため、家庭での学習時間がふえ、学力の伸びた生徒数が増加するといった成果が見られる一方、授業で利用するICT教材が十分でないことや、学習データを効果的に分析する方法の確立などが課題として挙げられております。

このため、明年度におきましては、県外先進校の実践も参考にしつつ、引き続き民間企業や有識者から協力を得るなどして課題の解決を図り、生徒の主体的な学習の支援や教員の指導の充実に資するICTのさらなる活用の推進を図ってまいりたいと考えております。

遠藤委員

今の答弁の中で、まだ教材が十分ではないという弱点もあるということで、大変がっかりしたのですが、今後の進展を期待したいと思います。

この事業によりまして、新たな成果、普及ともに今後ともICTを活用した教育の一層の充実に取り組まれるよう期待をします。

特に峡南地域におきましては新設する単位制・総合制高校、また、中高一貫としての新しい教育提供体制が整備をされるということでございます。その充実とともにICTを活用した新しい教育の確立を大いに期待をして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(多分野連携・次世代型交通サービス検討事業費について)

上田委員

チームやまなしの上田仁です。よろしくお願いします。

質問させていただきます。初めに、当初予算概要125ページの多分野連携・次世代型交通サービス検討事業費についてであります。

私は、全国平均よりも高齢化が進んでいる本県において、高齢者など、交通弱者の移動手段を確保することは非常に重要であると考えております。県は、昨年策定したバス交通ネットワーク再生計画を策定し、バス路線の再編を進めているわけですが、私は特に、買い物や通院など、日常生活に密着したバス交通の再編に注目したいと思います。

そこでまず、地域内路線の再編に向けた取り組みをどのように進めているのかお伺いします。

岡リニア交通局長 お答えいたします。

地域内路線の再編につきましては、広域的路線や鉄道駅、病院、商業施設などとの接続を強化することを目指しまして、再生計画に掲げた9路線の再編を実施したところでございます。

また、この9路線以外につきましても、圏域ごとの地域バス路線検討会におきまして、高齢者などの交通弱者の移動ニーズをきめ細かく把握いたしまして、地域内移動の円滑化ですとか、隣接市町村同士の路線の接続など、利便性をさらに高めるための再編に向けた検討を進めているところでございます。

上田委員

地域内路線の再編を進めていくことは重要であります。市町村がコミュニティーバスやデマンド交通を今以上に充実させるためには多額の財政負担が必要となってまいります。私は、バス交通を補完する新たな移動サービスこそ有効な手法になるのではないかと考えております。

先日の本会議においても知事から、福祉関係の移動サービスや、複数の方が相乗りする乗合タクシー、バス交通と貨物輸送の業務の提携など、新たな交通サービスのあり方について検討し、実現に向けた取り組みを進めるとの力強い答弁をいただきました。

そこで、こうした多分野が連携した新たな交通サービスについて、具体的に

どのような検討を進めていくのかお伺いします。

岡リニア交通局長 お答えいたします。

明年度、有識者や県内バス事業者、タクシー事業者、運送事業者、NPO、社会福祉協議会などをメンバーといたします専門家会議を立ち上げまして、その下に専門分野ごとの分科会を設置いたします。

この専門家会議におきましては、高齢者などの移動ニーズの現状ですとか、解決すべき課題などを整理いたしまして、バス交通を補完する新たな移動手段の確保策について検討してまいります。

この検討結果をもとにいたしまして、県内各地でそれぞれの地域の実情に応じた交通サービスを導入していく際の選択肢や手順等をガイドラインとして取りまとめていく考えでございます。

上田委員

この事業により、バス交通を補完する交通サービスの検討が進めば、高齢者などの交通弱者が安心して通院や買い物ができるようになるものと期待するものであります。

明年度は、専門家会議を設置し、ガイドラインを作成するとのことですが、さまざまな分野の事業者が連携することは大切であります。

そこで、新たな交通サービスの実現に向け、今後、どのように取り組みを進めていくのかお伺いします。

岡リニア交通局長 お答えいたします。

新たな交通サービスの事業主体となり得る市町村ですとかNPO、福祉関係者、交通事業者等に、セミナーの開催などを通じまして、ガイドラインの内容をしっかりと御理解いただきますとともに、それぞれの地域の状況ですとかニーズに応じたさまざまな交通サービスが展開されていきますよう促してまいります。

また、専門家会議で検討されました方策のうち、早期に導入が可能なものにつきましては、ガイドラインの作成と並行いたしまして事業化を働きかけている考えでございます。

上田委員

高齢化のスピードよりもこの対策のスピードのほうがはるかに上回らないと効果の実現できないということだろうと思いますので、ぜひともスピード感を持って、さまざまな対応を行ってほしいと思います。

(「食」のやまなし情報発信事業費について)

次に行きます。次に、当初予算概要39ページの「食」のやまなし情報発信事業費についてであります。

魅力的な食は、私たちを引きつけ、何度もその地に向かわせる原動力となります。県では、平成28年度から地域の特色ある食材とその料理を紹介する「食」のやまなし情報発信事業に取り組んでおりますが、これまで実施した峡北地域、また、峡中・峡東地域での成果と今後の取り組みについてまず伺います。

樋川観光部長

お答えいたします。

これまで峡北、峡中・峡東地域の魅力ある食材について、情報発信をしてきたところ、専用サイトの閲覧数は本年2月までの17カ月で19万件を超えまして、掲載したレストランから来店者がふえたとの声が寄せられるとともに、

食事後にサクランボ狩り等に行ったなどのコメントがSNSに数多く投稿されるなど、地域での周遊につながる成果も出てきております。

明年度は、富士・東部地域にもエリアを拡大いたしまして、ジビエやブルーベリー等の食材の魅力を発信するとともに、出版社等と連携をいたしまして、モニターツアーを企画し、参加者に、体験した食の魅力をSNS等に投稿をしてもらう取り組みをあわせて実施をまいります。

(第14回食育推進全国大会開催準備費について)

上田委員

次に、当初予算概要101ページの第14回食育推進全国大会開催準備費についてであります。

本県の食の魅力を発信し、観光客の誘致や地域内の周遊観光に成果を上げているとのことですが、本県には地域固有の食としてほうとうに代表される特色ある郷土食があります。これらに光を当て、広く情報発信していくことも重要であると考えます。

県では、来年度、本県の特色ある郷土食をやまなしの食として認定し、次世代へ継承する、さらには地域活性化や観光振興にもつなげるとしております。これにあわせて来年には本県で食育推進全国大会を開催するとのことであり、この大会には、県外からも多くの方が訪れることが期待され、予想もされます。

そこで、食の魅力を発信するという観点から、どのような大会としていくのかお伺いしたいと思います。

立川県民生活部長  お答えいたします。

食育推進全国大会は、明年6月29日と30日の2日間、アイメッセ山梨等を会場に実施することとしておりまして、数万人の来場者が見込まれることから、本県の食の魅力をPRする絶好の機会と捉えております。

この大会では、やまなしの食として認定した郷土食等に加え、ブドウやモモ、スイートコーンなど、本県の特色ある農産物等の情報発信を行い、観光振興や地域の活性化につなげてまいります。

(富士の国やまなし館運営事業費について)

上田委員

次に、当初予算概要39ページの富士の国やまなし館運営事業費についてであります。

食の魅力発信については、都内のアンテナショップのレストランY-wineでも積極的に行っていると承知しています。こうしたレストランで郷土食を提供している県もあり、また、評価の高い山梨県産米の炊きたておにぎりを提供したらどうかというような話もよくお聞きするところであります。

本県のレストランY-wineではどのような考えにより、どのような料理を提供しているのか、伺います。

樋川観光部長

お答え申し上げます。

レストランY-wineでは、甲州富士桜ポークや甲斐サーモンレッド、また、野菜やお米のほか、酢やみそといった調味料に至るまで、さまざまな県産食材を使用しております。

レストランY-wineでは特色ある県産食材の魅力と、それから本県の代表的な地場産品であるワインでありますとか、高品質な日本酒の魅力を重点的に発信するため、県産食材を生かしたワインと日本酒に合う料理としてイタリアンをベースとした創作料理を提供しているところでございます。

上田委員

レストランでの販売戦略は、今後もしっかりとやっていってほしいと思います。よろしくお願いたします。

郷土食は本県独自の食文化であり、近年、地域固有の食に対する関心が高まっています。食育推進全国大会の開催もあります。さらに、その翌年の2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。本県へのさらなる誘客を推進するためには、庁内の各部局が連携し、本県の食の魅力を効果的に発信していくことが重要と考えます。

そこで、今後、食の魅力の情報発信についてどのように取り組んでいくのかお伺いします。

立川県民生活部長 お答えいたします。

次世代に継承すべき郷土食等につきましては、やまなしの食として認定し、県民投票の実施やシンポジウムを開催するほか、クックパッドにレシピを掲載するなどしまして、積極的に情報発信してまいります。

さらに、関係部局が連携いたしまして、さまざまな食の情報の一元化を図り、富士の国やまなし観光ネットに掲載するなど、本県の食の魅力の効果的な情報発信に努めてまいります。

上田委員

ありがとうございます。ぜひ戦略的に、効果的になるように取り組んでほしいと思います。

(次世代型農福連携パワーアップ事業費について)

次に、当初予算概要の93ページの次世代型農福連携パワーアップ事業費についてであります。

本会議においてもお伺いしたところでありますが、働きたい障害者と、働き手を求める農家とをつなぐ農福連携は、双方にとって利益がもたらされる非常に重要な施策であると思います。これまでの取り組みを通じて、障害者が活躍の場を得て、生き生きと生活することは、健常者においても勇気を与えることになります。本県民生の成熟度を指すバロメーターでもあろうかと思えます。

来年度事業では、さらに次世代型と銘打っているところでありますが、この事業が目指す農福連携の姿とはどのようなものなのか、まずお伺いいたします。

小島福祉保健部長 お答えをいたします。

障害者の経済的自立を図るためには、より付加価値の高い農業生産活動を行っていくことが必要でございます。

このため、この次世代型農福連携では、これまでのような受粉作業や剪定作業といった、個々の農作業を受託する方法に加えまして、福祉施設がみずから農業に参入をし、種まきから収穫、さらには生産物を市場に販売するまでの一貫した農業生産活動を行うことを目指していくものでございます。

上田委員

農福連携の取り組みを今後さらに進めていく上では、次世代型農福連携を担う先導的な福祉施設が欠かせません。また、他方において、農福連携に取り組む福祉施設の裾野を広げていくことも重要だと思います。

来年度から農福連携推進センターを設け、農家、福祉施設への支援を本格化させるとのことです。より多くの農家や施設に参加していただくために、どのような支援を行っていくのか、さらにまた、この結果、どのぐらいの連携件数を見込んでいるのかお伺いします。



小島福祉保健部長 お答えをいたします。

新たに設けます農福連携推進センターが、農家、福祉施設、双方に対しまして農福連携の事例を紹介するなどの情報提供でございますとか、障害者の方が行う農作業の手順を示すなどの技術的支援を行うことによりまして、参画を促し、裾野の拡大を図ってまいりたいと考えております。

明年度は、こうした取り組みを通じて、これまでの実績の10件を上回ります20件の連携を目指してまいります。

上田委員

ありがとうございます。倍増ということに理解したいと思えます。

今後、農福連携を持続可能なものとしていくためには、生産体制の整備とともに、農産物の販路の確保も重要であると考えます。2020年、東京オリンピック・パラリンピックに向け、組織委員会で示された食材調達方針では、農福連携により生産される農産物が推奨される、いわば追い風が吹く中にあります。将来を見据えた息の長い取り組みとしていくためには、品質や安全性を担保する目印など、消費者に積極的に選び続けてもらうための取り組みが必要になると思います。

今後、どのように進めていく考えなのか御所見を伺います。

後藤知事

2020年の東京オリンピック・パラリンピックでは、障害者の方々が主体的に生産に携わった農産物の食材利用が推奨されることから、本県の農産物が食材として活用されるよう、農業や福祉施設、さらには流通など、多様な関係者が連携をしまして、組織的な取り組みを強化してまいりたいと考えております。

また、障害者の方々が丹精込めて生産した農産物であることを示す認証マーク等を作成するなど、農福連携の成果として販売される農産物が消費者の方々に優先して選ばれるよう、県としても積極的に対応してまいります。

さらには、東京オリンピック・パラリンピック終了後も、農産物の一層の品質向上を図るとともに、こうした農産物の情報を積極的に発信していくことなどにより、将来にわたって市場において高い評価が得られ、販路の拡大につながるよう、引き続き十分な支援体制をつくってまいりたいと考えております。

上田委員

わかりました。ありがとうございます。

障害者の元気度とか満足度、それがやっぱりよい山梨、住みよい山梨の、山梨県の民生の様子を示している姿だと思えます。ぜひともよろしく願いたいと思えます。

(農地維持・資源向上活動支援事業費について)

次に、当初予算概要53ページの農地維持・資源向上活動支援事業費について伺います。

農業、農村は農産物の生産の場としての役割のほかに、災害を未然に防いだり、良好な景観の形成等、多面的機能を有しております。その恩恵は農家のみならず、広く県民全体に及んでいるものと考えます。

この多面的機能は、農地や水路、農道などの農業施設を適切に維持管理していくことで発揮されるものでありますが、高齢化や担い手不足などにより、農家だけでは維持管理が難しく、農家以外の方々も含めた地域ぐるみの共同活動が必要となっております。

本事業は、その説明として、農地、農業用水等の農村の資源や、環境の良好

な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみの共同活動を支援するとありますが、具体的にどのような活動が支援の対象となるのか、まず伺います。

大熊農政部長

お答えいたします。

本事業は、農業者や地域住民などで構成される活動組織が行う、農地法面の草刈りや水路の泥上げなど、農業生産基盤を保全する活動、農村の景観を保全するための植栽などの活動、老朽化による漏水が激しい水路の改修など、長寿命化を目的とした小規模な改修・更新等の活動に対して支援するものでございます。

上田委員

私の地元では、使われなくなった農地を保全するために、花植えなどの活動に取り組んできたところ、住民同士のつながりが深まってきています。地域住民が一体となった取り組みは、地域コミュニティの活性化につながり、本事業を広めていくことが農村地域の維持発展に非常に有効、効果的であると考えます。

この事業の交付金は、地域の取り組み面積に応じて活動組織に交付されているようですが、本年度の実施状況と来年度の取り組み面積についてお伺いします。

大熊農政部長

お答えいたします。

本年度は、18市町村におきまして、195組織が草刈り作業や植栽活動など、さまざまな取り組みを行い、これらの取り組みを通じまして、7,709ヘクタールの農地を保全いたしました。

明年度は、本年度より24組織多い219組織が取り組み、本年度より840ヘクタール多い8,549ヘクタールの農地を保全する予定となっております。

上田委員

8,549ヘクタールということでございますけれども、本県全体から見れば、まだまだというような数字かと思えますけれども、とにかく始めていくということが大事ではないかと思えますので、よろしく願いいたします。

一度耕作放棄地となってしまった農地をもとに戻すには多大な時間と費用、労力を要します。本事業を活用していく地域ぐるみで農地の保全や農村景観を維持する取り組みは、耕作放棄地を発生させないことにもつながると思えます。

そこで、今後、本事業の推進をどのように図っていくのかお伺いします。

大熊農政部長

お答えいたします。

本事業の取り組みを推進するため、本年度に引き続き明年度も、各市町村に個別に出向き、活動を行っていない地域に対して、事業の目的や効果などの説明をすることで、新規に取り組む地域を拡大していくこととしております。

また、優良事例地区を表彰し、その活動を広く周知することで、他の地域の参考としてもらい、取り組みの活性化を図ってまいりたいと考えております。

上田委員

ぜひともこれからも積極的によろしく願いしたいと思えます。

(地域活性化協働事業費補助金について)

最後に、当初予算概要の127ページの地域活性化協働事業費補助金についてであります。

少子高齢化の進行など、社会情勢が変化する中で、子供の貧困などのさまざま

まな地域課題の解決に向けては、NPOや行政、企業などが連携、協力して取り組むことが求められています。

この補助事業は、こうしたNPO等の取り組みを促進するためのものであるとは伺っておりますが、まず、この事業の概要についてお伺いします。

立川県民生活部長 お答えいたします。

この事業は、NPOなどの民間団体と、県や市町村、企業などの多様な主体との協働を推進するとともに、民間団体が地域の課題を自主的に解決していく事業や活動を支援することによりまして、地域の活性化を図ることを目的としております。

補助対象となりますのは、まちづくりの推進や保健・医療または福祉の増進、あるいは教育の振興を図る事業など、地域の課題の解決に向け、県や市町村と民間団体等が協働して取り組む事業であります。

上田委員

この事業は、NPOと行政との連携、協働を支援し、地域の活性化につなげていくためのものとお聞きしました。この制度をできるだけ多くの団体に活用していただけるよう、周知に努める必要があるのではないかと考えます。

そこで、この事業の周知はどのように行っているのかお伺いします。

立川県民生活部長 お答えいたします。

この事業につきましては、県のホームページにおける募集案内ですとか、取り組み事例の紹介、あるいは市町村を通じましたボランティア活動団体への情報提供、さらには県内300カ所に設置しておりますボランティア・NPOボードへのチラシの掲出などにより、広く周知を図っているところであります。

また、今後は、NPO法人活動実態調査によりまして把握いたしました法人の活動内容などをもとに、連携・協働につながるようなきめ細かな情報提供を行い、この事業の活用を促してまいります。

上田委員

今後もNPOなどの民間団体の連携、協働を推進するためには、事業に対する補助だけではなく、活動の担い手の育成や団体間のネットワークづくりなどの支援も大切であります。

こうした支援に当たって、活動の中心的役割を担うのは、県ボランティア・NPOセンターであると承知しておりますが、センターにおけるボランティア・NPO活動推進のための取り組みについてお伺いします。

立川県民生活部長 お答えいたします。

県ボランティア・NPOセンターでは、NPOなどの民間団体が連携、協働するために必要な情報の集積や発信、ボランティアを求めている方々とのマッチング、団体間のネットワークづくりなどに取り組んでおります。

本年度は新たに2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、スポーツイベントなどの運営を担うスポーツボランティアの養成講座を実施するなど、時代に即した人材の育成も行っているところであります。

今後は、本年度内に策定する予定の県民活動推進指針に基づきまして、ボランティア活動の核となるコーディネーターの育成に取り組むなど、センターの機能充実を通じまして、ボランティア・NPO活動の推進を図ってまいります。

上田委員

ありがとうございます。ぜひ積極的に取り組んでほしいと思います。

ボランティアやNPO活動の必要性は、地域課題が複雑化する中では、今後

ますます高まっていくものと思われま。私は、こうした事業を通じて、支える人も、支えられる人も、全ての県民一人一人がお互いに支え合って、地域づくりに取り組む、いわゆる県民総参加によるボランティア活動が活発に展開されることを期待したいと思います。

私の質問を終わります。ありがとうございました。

(やまなし水素エネルギーフェア開催費について)

卯月委員

チームやまなし、2人目の卯月でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、当初予算概要の28ページ、やまなし水素エネルギーフェア開催費について伺います。

最近、燃料電池自動車、いわゆるFCVをちらほら見かけるようになりました。甲府市には水素ステーションが1カ所ありますが、このFCVが普及するためには、こうしたインフラ整備も必要であると考えます。FCVと競合すると思われま。電気自動車、いわゆるEVは、各地の施設に充電スタンドが整備され、世界の有力メーカーも開発に力を注ぎま。して、航続距離も飛躍的に伸び、次々と魅力的な新型車が発表されております。電気のEVもクリーンでよいとは思いますが、本県で推進してま。いますFCVにはさらに普及していただきたいと望んでま。います。

こうした状況の中で、先日、自動車メーカーやエネルギー事業者など、11社が新会社を設立ま。して、水素ステーションの戦略的な整備と効率的な運用に取り組む、燃料電池自動車の普及を図っていくとの報道がありました。国だけではなく、産業界全体で水素エネルギー社会の実現に向けて動き出しております。

また、県でも、本年度、このためのロードマップを策定すると思つてま。いますが、水素エネルギーの利用拡大に向けた県の考え方や取り組みについて幾つかお伺いしたいと思います。

まず、水素という、先ほどのFCVやエネファームなどの活用が進んでる一方で、イニシャルコストが高いことなどから、県民には必ずしも身近と言えるエネルギーではないと考えま。ます。

そこで、改めて本県が水素エネルギーを導入していくメリットは何なのかをお伺いま。します。

宮沢エネルギー局長 お答えいたします。

水素は、太陽光を初めとする再生可能エネルギーなど、多種多様なエネルギー源から製造できることから、海外からの輸入に依存せず、安定的にエネルギーを供給できます。

また、効率的に電気と熱を取り出せる燃料電池と組み合わせることで、大幅な省エネルギーにつながるるとともに、石油などの化石燃料と違い、利用時に二酸化炭素を排出しないことから、地球温暖化防止にも貢献できます。

特に、本県にとりま。しては、全国有数の日照時間の長さを生かま。して、太陽光発電により得られた電力から水素を製造し、利用することにより、製造時から二酸化炭素を排出しないエネルギー供給を実現することができる、こういったメリットがあると思つてま。います。

卯月委員

わかりま。した。

水素エネルギーを普及していく上では、県民に水素を知ってもらうことが第一歩だと思つてま。ます。このため、明年度、やまなし水素エネルギーフェアを開催するとありますが、どのような内容なのかをお伺いしたいと思います。

宮沢エネルギー局長 お答えいたします。

やまなし水素エネルギーフェアにおきましては、子供たちにも水素に興味を持っていただくため、電気分解で取り出した水素で燃料電池自動車の模型を走らせるなど、こういった体験学習や、水素の安全性や利便性に対する理解を深めていただくため、広く県民の皆様を対象としたシンポジウムを開催いたします。

さらに、燃料電池バス等の体験試乗会を実施するとともに、水素・燃料電池関連メーカーにより展示会を開催するなど、より多くの県民の皆様にも水素エネルギーのメリットを実感していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

卯月委員

こうしたイベントは、県独自で行っても十分なPR効果が得られないことが多いかとも感じます。そこで、水素エネルギーフェアについても関係機関、団体、民間企業などを巻き込んで開催するなど、PR効果を高める工夫が必要だと考えますが、そうした関係団体等との連携についてのお考えをお聞かせください。

宮沢エネルギー局長 お答えいたします。

フェアの開催に当たりましては、燃料電池の研究で実績があります山梨大学、それから実験を通して楽しく学ぶことができます県立科学館、こういったところと協働いたしまして、シンポジウムや体験学習を行うとともに、水素・燃料電池関連企業が一堂に会しまして燃料電池製品の展示会を行うなど、関係機関が相互に連携して実施してまいりたいと考えております。

また、フェアの開催にあわせまして、企業局や山梨大学が実施する水素・燃料電池に関するイベントを同時期に開催いたしまして、相互にPRを行うなど、より効果的な事業となるよう工夫してまいりたいと考えております。

卯月委員

わかりました。

今後、水素エネルギーに対する県民の理解をいかに利用に結びつけていくかが課題になると考えています。

そこで、本年度に策定するロードマップに基づいて、水素エネルギーの利用拡大を図るため、どのように取り組んでいくのかも伺いたいと思います。

後藤知事

ロードマップにおきましては、目標年度であります2030年に向けて、エネファームや業務・産業用燃料電池、燃料電池自動車などの普及拡大に向けた数値目標を定めることとしております。県民生活に身近なエネファームにつきましては、設置費用の一部を助成することとしております。

また、業務・産業用燃料電池につきましては、子供の心のケアに係る総合拠点など県有施設等への積極的な導入を図ってまいりたいと考えております。

さらに、甲府市内の水素ステーションに加え、新たな箇所における整備も検討するとともに、米倉山で開始しておりますパワー・ツー・ガスシステムの実証において、太陽光発電によって得られた電力から製造した水素を、東京オリンピック・パラリンピックで使用します燃料電池バス等に利用されるよう働き掛けを行うなど、積極的に水素エネルギーの利用拡大を進めてまいりたいと考えております。

卯月委員

今の知事の答弁にもありましたとおり、太陽光から取り寄せるという水素で

すけれども、CO<sub>2</sub>排出量の削減に貢献して、自立・分散型エネルギーとしても活用できるこの水素エネルギーの利用拡大は、エネルギーのみならず県内の水素、燃料電池産業関連産業の振興にも結びついていくものと期待をしています。ぜひ、水素エネルギー社会の実現に向けて産学官で連携して進めていていただきたいと思います。

(中小企業採用活動サポート事業費について)

次の質問に移ります。

当初予算概要30ページの中小企業採用活動サポート事業費についてお伺いします。

今年1月の本県の有効求人倍率は1.48倍となり、平成4年12月以来の高水準となっております。こうした雇用情勢の改善により、学生を初めとする若者の就職環境は売り手市場となり、大企業志向が強まっている状況です。一方、県内の中小企業からは、人材の確保が難しくなっているという危機感を訴える声もしばしば耳にします。

こうした声を受け、企業の人材不足解消に向けて、具体的にどのような取り組みを行っていくのかお伺いします。

佐野産業労働部長 お答えいたします。

県内の人手不足を解消するためには、東京圏などからのU・Iターンを促進する必要がございます。

このため、東京圏の転職希望者をターゲットといたしました訴求力が高い民間転職サイトの特集ページに、県内企業100社の求人情報等を一括して掲載することとしております。

あわせて、県内中小企業の人事担当者の採用力を強化するための講習会を3回にわたって開催いたします。また、県内企業への就職を促進してまいります。

卯月委員

県内の中小企業からは、ここ数年、新規学卒者を募集しても思うように応募者が集まらない状況にあるとも聞いております。住民基本台帳に基づく人口移動報告によると、本県においては、特に20歳から24歳の若年層の転出超過が2,071人と、全体の約8割近くを占め、若者を中心とした県外への転出が大きな課題となっていると思います。

転出者のU・Iターンを積極的に進めていく民間の転職サイトへの広告掲載においても、若年層に向けたアピールが有効だと考えますけれども、どのような方々をターゲットとしていくのかお伺いします。

佐野産業労働部長 厚生労働省の調査結果では、平成26年3月に、全国の大学を卒業した新規学卒就職者のうち、32.2%、約3分の1が採用後の3年以内に離職するという状況でございます。

こうした第二新卒を初めとして、若者の会員が多い民間転職サイトを活用いたしまして、20代、30代の若年層の転職者に向け、本県中小企業の情報を一括して発信することで、県内企業の認知度の向上を図り、本県への転職を強くアピールしてまいります。

卯月委員

県内中小企業の採用力を強化するための講習会、先ほどの答弁にもありましたけれども、3回開催するというものでありましたが、どのような目的で、どのような内容の講習会を実施していくのかお伺いします。

佐野産業労働部長 講習会を通じまして、県内中小企業の人事担当者が、就職希望者に自社の魅力を十分に伝えられるようにすることで、人材の確保を図ることを目的としております。

講習内容につきましては、転職サイトへの広告掲載効果を高めるため、募集広告の作成方法についての研修を行うとともに、面接方法のスキルアップや採用活動に向けた企業のPR力の強化などの研修を実施することとしております。

卯月委員 効果的な研修会にしていきたいと思います。

(木材資源活用促進事業費補助金について)

次の質問に移ります。

予算概要44ページの木材資源活用促進事業費補助金について伺います。

私は、昨年6月定例会におきまして、これまで林内に残されていた未利用材を木質バイオマス燃料などとして、有効活用する取り組みについて質問いたしました。県からは、市町村等に対し、未利用材を安定的に受け入れ、木質バイオマス燃料などに活用する体制の構築を働きかけるとともに、受け入れに必要な簡易な施設の整備や、未利用材の搬入を担う森林所有者などへの技術研修会に助成する新たな事業として、木の駅プロジェクトに取り組むとのことでありました。このプロジェクトは、地域が一体となって未利用材の活用に取り組むことから、地域の活性化にもつながるものと期待しているところであります。

そこで、まず、本年度の取り組み状況についてお伺いします。

小島林務長 お答えいたします。

本年度は、道志村と丹波山村が木の駅プロジェクトに取り組んでおり、効率的な加工・運搬に必要な薪割り機や小型運搬車の購入、薪を保管する簡易な施設の整備、伐採・搬出作業に関する技術研修会の開催などに助成したところであります。

両村とも、今月中旬に施設整備が完了したところであり、明年度から本格的に木の駅を運営する中で、収集した未利用材を薪に加工し、村営温泉施設のボイラーの燃料として活用する計画となっております。

卯月委員 わかりました。ぜひ、先進地として頑張りたいと思います。本年度の取り組みについてはわかりましたけれども、最近、自然志向の高まりなどから、薪ストーブ、特に若い方が、新築の際にもそうありますけれども、設置を希望する方が増加しているという話を聞きまして、木の駅が各地に設置され、そこで誰もがこの薪を手軽に購入できればと思ったところでもあります。

木の駅プロジェクトは、それぞれの地域のニーズに応じて取り組むことが重要と考えますが、事業内容について改めてお伺いします。

小島林務長 お答えいたします。

この事業は、市町村が主体となって森林所有者や森林組合等の協力を得ながら、未利用材を集め、バイオマス燃料等へ加工して地域で利用するなど、森林資源を有効に活用する体制づくりを支援するものであります。

なお、用途につきましては、公共施設の木質ボイラーの燃料のほか、ストーブの薪としての販売など、地域の実情に応じてさまざまな活用が考えられます。

卯月委員 ありがとうございます。

このプロジェクトが県内でさらに多くの市町村において取り組まれて、地域の木質バイオマス資源を地域で有効に活用されることによって、県民の森林資源に対する関心も高まると考えます。

そこで、本事業により期待される効果についてお伺いします。

小島林務長

お答えいたします。

木の駅プロジェクトの実施により、これまで林内に放置されていた未利用材が化石燃料にかわって地域で利用され、燃料代等の資金が地域内で循環することから、森林所有者等の所得向上や、木の駅の運営など、新たな雇用の創出につながり、地域の活性化が図られるものであります。

また、こうした取り組みを通じて、木質バイオマスの活用に対する県民の意識が醸成されるとともに、多くの森林所有者がかかわることで、森林整備の促進も期待できると考えております。

卯月委員

山林の面積が約78%を占める本県の特徴、伐採から集積地までの距離が近いというメリットを生かせるような取り組みに今後も期待したいと思います。

(東京オリンピック・パラリンピックやまなし認証材PR事業費について)

次の質問に移らせていただきます。

予算概要45ページ、東京オリンピック・パラリンピックやまなし認証材PR事業費についてであります。

本県の県有林は平成15年に公有林としては全国で初めて、環境保全に配慮するなどの森林管理を国際基準で評価するFSC森林管理認証を取得し、その認証面積は14万3,000ヘクタールと、国内の国際森林認証面積の約3分の1を占めております。

また、近年のオリンピック・パラリンピック大会では、国際的な認証を受けた木材が多く使用されてきており、東京大会においてもFSCを初めとした認証材の優先的利用が示されております。これを好機と捉えて、県産材の事業の拡大に向け、より多くの競技施設への県産FSC材の活用を目指すとともに、その活用実績を生かした効果的なPRにより、県産材のブランド化を図ることが重要と考えます。

先般、既に県産ヒノキ材などの使用が決定した選手村、ビレッジプラザに加え、大会のメイン会場であり、国産木材を利用して世界に誇れるスタジアムとして整備が進められている新国立競技場の大屋根には、県産カラマツ材が、外周部の軒・ひさしには県産杉材が決定したことは大変喜ばしいことであり、さらなる成果を期待しているところであります。

そこで、東京大会に向けた県産FSC材活用の取り組み状況と、今後の見込みについてお伺いをいたします。

小島林務長

お答えいたします。

県有林の優位性を生かして、需要に応じて安定的に供給する仕組みとして、平成27年度から、競技施設への県産FSC材の活用を目指す企業グループの募集を行い、現在までに6グループと販売協定を締結し、建設業者などに活用を働きかけているところであります。

今後の見込みについては、現在、多くの木材を利用する有明アリーナなどの競技施設についても、企業グループと協力して働きかけを行っているところであり、今後、建設工事が本格化する中、その成果も順次明らかになってくるものと考えております。



卯月委員

わかりました。

次に、本事業の内容についてですが、45ページには、大会仮設施設の建設資材等として県産FSC材の利用に向けた取り組みとありますが、事業の具体的な内容について伺います。

小島林務長

お答えいたします。

大会組織委員会は、選手村などの仮設施設を木造で建設し、大会終了後の再利用を計画しております。

県では、仮設施設への県産FSC材の活用と再利用を目指す企業グループと協力して、建設事業者などに活用を働きかけ、採用が決まり次第、本事業により搬出した間伐材を提供することとしております。

一方、既に県産FSC材の採用が決定している選手村ビレッジプラザについては、県がみずから木材の供給・再利用を行うこととなっており、明年度には、建設に必要な木材の製材・加工、会場までの運搬に要する経費を予算計上しているところであります。

卯月委員

その選手村などの仮設施設で県産FSC材が利用され、県内で再利用することによりまして、これはこれで、またレガシーと呼べるのではないかというふうにも思いますけれども、どのようなPR効果が見込まれるのかをお伺いしたいと思います。

小島林務長

お答えいたします。

大会仮設施設等の県産FSC材の活用を通じて、大量の認証材を安定供給できる県有林の優位性などを全国に発信し、県産材の認知度向上につなげていきたいと考えております。

また、仮設施設で利用された県産FSC材が、県内の施設で再利用され、大会レガシーとして残ることで、県民に広く県産材の魅力を伝え、森林や林業への関心が高まることを期待されるところでございます。

卯月委員

ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

(オール山梨空き家無料相談会開催事業費について)

続きまして、予算概要99ページ、オール山梨空き家無料相談会開催事業費について伺います。

県では、空き家対策特別措置法に基づき、空き家対策に取り組む市町村を支援するため、市町村と連携した連絡調整会議を立ち上げ、支援をしていることは承知をしております。

この措置法では、市町村は地域の実情に応じた空き家対策を推進するため、空き家対策計画を策定することができることとなっており、この計画を早期に策定することが重要だと考えます。

まず県では、これまで市町村の計画策定に対してどのような支援を行い、その策定状況はどのようなになっているのかをお伺いします。

垣下県土整備部長 お答えいたします。

県ではこれまで市町村が計画を策定するに当たり、まずはその基礎資料となる空き家の実態を把握することが重要なことから、調査マニュアルを作成して提供するとともに、調査費用への助成を行うなど、調査の支援を実施してまい

りました。

また、具体的な計画の策定に当たっても、手引きとなるようなモデル計画を作成し、市町村に提供するなど、早期策定を促してきたところでございます。

この結果、計画の策定状況でございますが、昨年度末には7市、26%であったのに対しまして、本年度では14市町村で50%を超える見込みとなっているところでございます。

卯月委員

それでは、次に、対策計画を策定した市町村は、その計画に沿って対策を進めていくこととなりますけれども、今回、県では、この概要書にあるとおり、新規事業としてオール山梨空き家無料相談会開催事業を創設しています。

そこで、今回の新規事業の創設に至った経緯と具体的な事業内容はどのようなものかお伺いします。

垣下県土整備部長 お答えいたします。

先ほど委員の御指摘にありました連絡調整会議、この場におきまして他市町村に在住する空き家所有者へのアプローチが困難であったり、相談内容が相続や売買、リフォームなど、多岐にわたり、専門的な知識が必要であることなどの課題が明らかになったものでございます。そうしたことから今回、関係団体と連携して、広域的に展開する無料相談会を開催することとしたものでございます。

具体的には、これまでの市町村単位での相談を広域的に拡大するとともに、法律や不動産等に精通した関係団体に御協力をいただくことによりまして、空き家の所有者の居住市町村にかかわらず、また、多岐にわたる内容の相談を受けすることができるような、そういう場を提供するという事業でございます。

卯月委員

空き家対策を効果的に実施していくためには、その利活用を促進していくことが重要であり、空き家の利活用は県や市町村の行政機関だけではなかなか進むものではなく、売買取引や賃貸による活用、あるいはそこに至るまでの相談業務など、民間に担っていただく役割が大きいものであり、民間団体等との連携が不可欠であるというふうにも考えます。

今回、創設した事業においてどのように民間団体と連携して取り組むのかをお伺いしたいと思います。

垣下県土整備部長 お答えいたします。

今回の無料相談会は、県や市町村と法律や不動産、建築など、幅広い分野の民間関係団体からなる合同チームを結成いたしまして、多岐にわたる相談にワンストップで対応できる体制で実施したいと考えているところでございます。

今後も、こうした関係団体と連携して、空き家対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

卯月委員

先般、県が公表しました平成30年度の人口減少対策の新たな取り組みにおいて、5つの基本目標を掲げ、そのうち、人の流れをつくり、地域経済を創生する目標として、空き家対策総合推進事業費の中に、このオール山梨空き家無料相談会開催事業費が位置づけられております。

そこで、移住定住などの観点から、この事業の実施によりどういった効果が期待されるのかをお伺いします。

垣下県土整備部長 お答えいたします。

空き家は、本県への移住希望者の住まいとしても活用できる有効な地域資源でもあります。そうしたことで、今回、無料相談会事業では、空き家の所有者に対しまして利活用に向けた支援を行うとともに、本年度、国土交通省で運用を開始いたしました全国版空き家バンク、こちらへの登録を促すこととしており、全国から本県への移住定住につながるものと期待しているところでございます。

卯月委員

今の答弁のように、地域資源でもありますし、また、各地で大きな問題にもなっておりますので、ぜひとも引き続き対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

(ドローン活用推進事業費について)

次に、予算概要121ページのドローン活用推進事業費について最後にお伺ひしたいと思います。

小型無人機、いわゆるドローンに関する技術は急速に進歩しまして、全国でさまざまな活用事例が報道されています。

私は、昨年8月の台風5号による集中豪雨により大月市内で発生した大規模な土砂災害の現場において、県から被害状況調査の委託を受けた業者がドローンを利用して調査する場面を偶然目にしました。その際、ドローンは、山間部の樹木などの障害物がある箇所や、危険で人の立ち入りが困難な箇所の被害状況全体を上空から広範囲を迅速かつ的確に把握でき、災害現場での活用は非常に有効であると感じたところであります。また、遠隔で操作するため、安全に調査することが可能です。

県内は急峻な地形に加え、脆弱な地質が広く分布をしていることから、ひとたび今回のような集中豪雨に見舞われれば、災害は県内のどこで発生するかわからない状況であります。

そこで、県内の各地にドローンを配備することが有効であると考えますが、その配置計画と想定される効果についてお伺ひします。

垣下県土整備部長 お答えいたします。

災害発生時に、速やかに活用できる態勢を整えるため、対策の拠点となります県内各地域の合同庁舎など、7カ所に配置することとしてございます。

このドローンでございますが、職員みずからが操縦できると。そうしたものを配置することによりまして、機動的な情報収集が可能となり、速やかな被災状況の把握や応急復旧工事の迅速な着手が期待されるものと考えているところでございます。

また、平常時には、法面上部の高所や足場のない危険箇所、こうしたところの公共施設の効率的な日常点検にも寄与するというふうに期待しているところでございます。

卯月委員

ドローンには、いろいろな機種があると聞いています。導入に当たっては、その活用目的に合致して、信頼性、経済性の高い機種とすべきであると思ひます。

今回導入する機種を選定の考え方についてお伺ひしたいと思います。

垣下県土整備部長 お答えいたします。

災害発生時の機動的な情報収集を行うために、現場での持ち運びが容易で、飛行時間が長く、高画質な写真や動画の撮影、こうしたものが可能であること

などが求められると考えております。

さらに、障害物検知や自動帰還機能、自動的に基地へ戻ってくる機能でありますが、こうしたものを有し、信頼性、安全性が高い機種の中から経済性を考慮して機種を選定したいと考えているところでございます。

卯月委員

ドローンには、メリットがある一方で、自然状況下での飛行となるため、強風のときや悪天候時には運行が制約を受けるなどのデメリットや、また、落下等の危険もあり、事故の事例も報告されています。

利用に当たっては安全が第一と考えますが、その対策としてどのように取り組んでいくのかお伺いします。

垣下県土整備部長 お答えいたします。

ドローンの安全な利用を図るため、飛行予定区域の事前確認、飛行計画の立案、悪天候時の対応など、こうしたものを運用基準として定めてまいりたいと考えてございます。

また、安全な利用に必要な知識と技量を持つ人材を育成するために、明年度、まずは機体が配置される所属各1名、計7名の職員に、国土交通省が認定する操縦者育成講習を受講させ、安全な利用に努めてまいりたいと考えているところでございます。

卯月委員

総務委員会の県外調査で、日本航空学園の能登キャンパスを訪れた際に、実際、ドローンの操縦を経験させていただきました。皆さん、非常に上手に操縦ができたのですけれども、その機能にも驚きました。

ぜひ、このドローン、配置した際には有効的に活用していただきたいと思えます。

これで質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(国民健康保険交付金等事業費について)

古屋委員

本日の予算特別委員会の最後の質問者になりましたリベラルやまなしの古屋雅夫であります。

それでは、初めに当初予算概要102ページの国民健康保険交付金等事業費784億9,701万7,000円関係について伺います。

国民健康保険については、平成30年から県が財政運営の責任主体となり、国保の財政規模を市町村から県単位に拡大することなどにより、財政の安定化を図ることを目的とした条例が昨年の12月定例会で可決されましたことは御承知のとおりでございます。新たな制度においては、安定的な国保運営のため、県と市町村との連携を強化し、ジェネリック医薬品の普及促進等の医療費適正化や保険料の収納対策などを着実に推進することが重要であると考えております。

こうしたことから、市町村の取り組みの成果に応じて交付される国の保険者努力支援制度交付金や市町村の財政状況に応じて交付される保険給付費等特別交付金が予算計上されていると思えます。

しかし、過日、保険者努力支援制度に関する全国の取り組み状況について、去る3月2日の山梨日日新聞の論説に掲載がありました。それによると、本県の成績は全体47のうち43位であり、糖尿病等の重症化予防やジェネリック医薬品の使用促進などの医療費適正化等に向けた取り組みのおくれが指摘されております。また、国民健康保険は年齢構成が高く、医療費水準が高いことなど、制度特有のさまざまな課題を抱えており、今後の高齢化の進展や医療技

術の進歩を考慮すると、医療費の増加傾向は今後も続いていくものと考えられます。今回の制度改革が目指す持続可能な保険制度の構築に向けた医療費の適正化は不可欠であります。

そこで、県では今後の医療費適正化にどのように取り組んでいくのか、まず伺います。

小島福祉保健部長 お答えをいたします。

県では、明年度から、医療費適正化に取り組む市町村に対しまして、その成果に応じて交付金が配分されます保険者努力支援制度、あるいは県独自の財政支援として特別交付金を活用しますことで、住民の疾病予防や健康づくりを積極的に進める市町村を重点的に支援してまいります。

また、本県で取り組みのおくれが指摘をされております糖尿病等の重症化予防につきましては、明年度、県が中心となりまして重症化予防プログラムの作成などに取り組みますとともに、後発医薬品、ジェネリック医薬品でございますけれども、それを使用した場合にどの程度自己負担額が軽減されるか、市町村から被保険者にお知らせをするなど、さまざまな取り組みを市町村などと連携して進めてまいることとしております。

古屋委員

ぜひ、県だけではどうにもならない事業だと思いますので、市町村と連携を強化する中で、全国順位が後ろから数えたほうが早いなんて、こういう状況にはならないような対応をとっていただきたいと思います。

次に、新制度移行後は高額な医療費の発生等の多様なリスクが県全体で分散されることで、市町村では急激な財政の悪化や、これに伴う保険料の上昇が生じにくくなると考えております。将来的には県内どこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料とすることが被保険者の負担の公平性の観点から必要であると考えております。

そこで県では、保険料率の一本化に向けて今後どのように取り組んでいくのか伺います。

後藤知事

本県の国保の状況は、市町村間で1人当たり医療費は約2倍、保険料の収納率につきましても約10ポイントの差があることから、将来にわたり、持続可能な制度とするためには、こうした差をなくしていくことが必要であると認識をしております。

さらに、県内のどこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料であることが被保険者の負担の公平性の観点からも重要であり、市町村ごとに異なる算定方法等の違いをなくし、将来的には保険料率の一本化を目指していく必要があると考えております。

このため、明年度からは、保険料算定方法の所得割、均等割、平等割の3方式への統一や、滞納世帯の減少、口座振替率の向上など、収納率を高める取り組み等を実施する市町村に対し、国の保険者努力支援制度や県の特別交付金を活用して重点的に支援をしながら一本化に向けた取り組みを計画的かつ着実に進めてまいりたいと考えております。

古屋委員

知事から前向きな積極的な答弁をいただきました。

今朝の読売新聞1面、2面、まさにこの国保関連の記事が大きく掲載されておりました。統一する府県が5つ、今、山梨を含めて検討する都道府県が24、未定のところが18府県と、こんなような状況が記載をされておりましたし、また、この国保関係につきましても、多くの課題があるということも指摘をされ

ておりました。ぜひ、山梨県においても今、知事のお答えがあったとおり、統一に向けた積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

(認知症対策推進事業費について)

次の質問に入ります。

第2点は、当初予算概要91ページの認知症対策推進事業費について伺います。

この中で2の認知症理解普及促進事業155万1,000円についてであります。県の調査では、本県は全国よりも3年早く高齢化が進んでおり、認知症高齢者も年々増加しております。認知症は誰もがなる可能性があり、認知症の方やその御家族を地域で支えていくためには、まず認知症への理解が必要であると私は考えております。県では、これまでの認知症サポーターの養成に加え、昨年11月から新たな認知症サポート事業所制度をスタートしたことは承知のとおりであります。

まず、現在の認知症サポート事業所の登録状況と今後の普及に向けてどのように取り組んでいくのかお伺いします。

小島福祉保健部長 お答えをいたします。

認知症サポート事業所につきましては、募集を始めました昨年11月から本日までの間に362の事業所に登録をいただいております。金融機関や小売店、タクシー会社などの業種が中心となっております。

明年度は、これらの業種に加えまして、高齢者に接する機会の多い理容業ですとか美容業、さらには飲食業などにつきましても、組合などを通じて登録を働きかけることとしておりまして、登録要件となる認知症サポーターの養成も進めながら、サポート事業所をふやしていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

古屋委員

次の質問に入ります。

認知症の方を、御家族、地域で支えていくためには、地域の方々の理解とともに、やはり専門的な医療機関や介護関係者がしっかりと連携を図ることが重要であると考えております。

予算概要同ページの6の認知症対策連携強化事業では、医療と介護の連携体制の強化を図るための認知症患者医療センターを県内4病院に設置していますが、このセンターの設置目的と活動内容について伺います。

小島福祉保健部長 認知症疾患医療センターでございますけれども、保健医療や介護機関などとの連携を図りながら、地域において、認知症予防から在宅生活の維持まで、必要となる医療や介護を提供できる体制を構築することを目的としております。

活動内容でございますけれども、認知症に対する専門的な診断や初期対応、急性期の治療、医療相談などを行いますとともに、認知症予防に関する地域住民への情報発信でありますとか、かかりつけ医などに対する研修などを実施しているところでございます。

古屋委員

ぜひ、この事業も極めて認知症対策にとっては大事な事業でありますから、積極的にきめ細かな対応をしていただきたいと、こんなふうに思っております。

続きまして、認知症高齢者が安心して地域で暮らし続けるためには、地域住民はもとより、医療関係者や介護従事者など、全ての関係者が認知症を発症し

た御本人や御家族の方々に寄り添い、きめ細かな支援をしていくことが必要だと考えております。

県では、今後どのような総合的な認知症対策を推進していくのか伺います。

小島福祉保健部長 お答えをいたします。

明年度から新たにスタートいたします、新たな県認知症対策推進計画でございますけれども、そこには認知症予防や早期診断、早期対応、地域での支援体制の構築などの基本目標を掲げておりまして、見守り体制の強化や認知症カフェの設置促進などの施策を盛り込んでいるというところでございます。

今後は、有識者や医療・介護・福祉などの関係団体、市町村、地域の住民の皆様方、さらには事業者など、多くの多様な方々と緊密に連携をいたしまして、認知症の方御本人やその御家族の視点を重視したきめ細かな支援体制を構築しながら計画を着実に推進してまいりたいと考えております。

古屋委員

ぜひ、先ほどから申しているとおおり、地域やら市町村、それぞれの立場の方々と連携をして、この認知症対策を推進していただきたいと思っております。

(世界農業遺産認定推進事業費について)

第3点は、当初予算概要の41ページの世界農業遺産認定推進事業について伺います。

世界農業遺産の認定につきましては、御承知のとおり峡東地域の果実やワインなどのブランド価値を一層高めるとともに、歴史ある果樹農業やすばらしい農村景観を次世代に継承するための取り組みとして重要であります。農家や農業関係者はもとより、多くの住民が世界農業遺産の認定を待望しておるところでございます。

本年1月には農林水産省が農業遺産の新たな公募を開始したところであり、県では明年度の予算にPR動画の作成費などとして354万円を計上しておりますが、実施主体である峡東地域世界農業遺産推進協議会では、どの程度の予算が措置されているのか、まずお伺いしたいと思います。

大熊農政部長

お答えいたします。

世界農業遺産の申請主体である峡東地域世界農業遺産推進協議会の明年度の予算につきましては、県が負担する354万円に加え、県と同じ金額を峡東3市が負担し、あわせて708万円を措置する予定でございます。

古屋委員

次に、農林水産省の公募には、全国から農業ばかりではなく、水産業や林業など、さまざまな業種から数多くの申請が出ると思われ、明年度、峡東地域は厳しい審査を通過しなければならない正念場の年となると考えております。

協議会は本年6月に農林水産省への申請を提出する予定と聞いておりますが、申請提出後、どのような審査が行われるのか、また、そのスケジュールについてお伺いします。

大熊農政部長

お答えいたします。

申請書を本年6月に提出した後、農林水産省の農業遺産の審査機関である世界農業遺産等専門家会議が申請書の書類審査を行う一次審査を8月に実施する予定となっております。

その後、9月から11月の間に専門家会議の委員が申請地域に出向き、申請者からのヒアリングや現地で申請内容の確認などを行う現地調査を実施いた

します。

さらに、明年1月ごろには、二次審査として、申請者が専門家会議において申請内容をアピールするプレゼンテーションが行われ、一次審査、現地調査の結果も踏まえ、明年2月ごろに国内審査の結果が出される見込みでございます。

古屋委員

　　峡東地域にとりましては、さきにマスコミでも掲載されておりますが、甲武信ヶ岳の周辺、エコパーク登録とあわせて、この世界農業遺産は極めて重要な課題となっております。ぜひ県の方々も、2回目の挑戦でありますから、先ほども申し上げたとおり、しっかり世界農業遺産が認定されるよう、御努力をお願いしたいと思います。

(県営住宅長寿命化型改善事業費について)

　　4つ目でございますが、当初予算課別説明書、県土54ページの県営住宅長寿命化型改善事業費5億9,361万2,000円関連についてお伺いします。

　　県では現在、92団地、333棟、全体で7,700戸余りの県営住宅の管理をしており、そのうちの多くは昭和40年代から50年代にかけて、当時の住宅不足に対応するための整備を進めてまいりました。こうした団地にお住まいの方々から、老朽化が進んできているので早く直してほしい、こんなような声をいろいろな場所でお聞きしております。

　　そこでまず、老朽化の進む県営住宅の再整備の基本的な考え方についてお伺いいたします。

垣下県土整備部長　お答えいたします。

　　昭和40年代から50年代にかけて整備いたしました県営住宅は、更新時期を迎えておまして、県では、安全で快適な住まいを長きにわたって確保するため、山梨県公営住宅等長寿命化計画を策定し、再整備に取り組んでいるところでございます。

　　この計画におきましては、既設の県営住宅の再整備は基本的な方針としまして、住戸面積が狭小な昭和40年代の建物を除きまして全面改修工事等により、建物の長寿命化やバリアフリー化を図ることとしているところでございます。

古屋委員

　　県営住宅の関連の中で、特に全面改修事業工事にかかわる私の地元であります東山梨県営団地も多分それに含まれている、このようにお聞きしているわけですが、その団地はJR東山梨駅から徒歩で1分という好立地にあつて、利便性が高いため、お年寄りなども住みやすく、今後、県民福祉の観点からも、良質でバリアフリーに配慮した再整備が必要になると考えております。

　　そこで、全面改修工事とはどういった工事内容なのか、また、東山梨団地の改修工事期間とその間の入居者はどのようにするのか、あわせてお聞きしたいと思います。

垣下県土整備部長　お答えいたします。

　　東山梨団地につきましては、まずは3号館の全面改修工事を行うこととしております。

　　今回は、多様な世帯構成に対応するための間取りの変更やバス、トイレ等の設備機器の更新に加えまして、高齢者等が利用しやすい施設となるようエレベーターを設置するなど、バリアフリー化を図る工事を実施する予定としているところでございます。

　　この工事の工期は、本年9月ごろから13カ月程度を見込んでおまして、



この間、現在入居中の25世帯の方には、移転先の御希望も踏まえながら、団地内の空き室などへ仮移転などを行っていく予定としているところでございます。

古屋委員

次に、県営住宅は今後、更新時期を迎えるものが多く、限られた財源のもとで整備は大変だと思いますが、住まいのセーフティーネットとしての役割を担っており、そこに住み、住もうとする人が少しでもよい環境で暮らしたいと思っております。また、若い世代の方々が快適に暮らせる環境の中で子育てができるようにしていくことも重要だと考えております。

そこで、県は、こうした住民の要望に応えるため、今後も計画に沿ってしっかり整備を進めてもらいたいと思っておりますが、このことについて最後、お伺いをしたいと思います。

垣下県土整備部長 お答えいたします。

県営住宅は、住宅に困窮する低額所得者の住まいのセーフティーネットとしての役割を担っているものでございまして、適切に維持管理し、供給していく必要があるものと考えているところでございます。

また、改修に当たりましては、子育て世帯から高齢者まで幅広い世代にとって快適な住まいとなるよう、時代のニーズにあわせた整備を図ってまいりたいと考えております。

今後とも、県営住宅の良好な住環境の整備に向けまして取り組んでまいります。

古屋委員

ぜひ県営住宅の住環境の整備に力を入れていただきたいと思います。

(小水力発電所建設費について)

最後になりますが、課別説明書、企業局の12ページの小水力発電所建設費について伺います。

私はかねてから地域資源を生かした小水力発電に興味があり、市議会時代にいろいろな地域に出向いてその地域に合った小水力発電所の視察をしてきました。特に山梨では、農業用水路が網の目のように張りめぐらされており、この水路を利用して小さな発電所を幾つも設置し、地域の活性化につながるものではないかと考えていたところでございます。

このような中、企業局は笛吹川水系などの県営発電事業で培った技術とノウハウを生かし、本県の豊かな水資源を生かして、県内さまざまな場所で小水力発電を行っております。

そこで、これまでの小水力発電所の整備状況はどのようになっているのか、また、整備を行うのにどのような課題があるのか伺います。

赤池公営企業管理者 お答えいたします。

企業局では、小水力発電の普及を図るためのモデル施設といたしまして、平成21年度から北杜市に上水道施設を利用した塩川第二発電所、富士河口湖町に地下水を利用した若彦トンネル湧水発電所、大月市にダム放流水を利用した深城発電所、身延町に砂防ダムを利用した大城川発電所を整備いたしました。

さらに、平成25年度からスタートした、やまなし小水力ファスト10によりまして、北杜市に農業用水を利用した朝穂堰浅尾発電所を、甲州市に既設の堰堤の落差を利用した重川発電所を整備してきたところであります。

また、整備に当たっての課題といたしましては、地元や関係者との合意形成

に加えまして、河川法の手続や流量調査等に多くの時間が必要となることなどが挙げられます。

古屋委員

個別課題でありますけれども、幾点かお聞きしたいと思います。

最初に、企業局が行っています小水力ファスト10の取り組みの内容についてお伺いします。また、採算性の確保についてもお伺いしたいと思います。

赤池公営企業管理者 お答えいたします。

この取り組みは、固定価格買取制度、いわゆるFIT制度や、河川法の規制緩和などを踏まえまして、10年間で10カ所程度の小水力発電の建設を目指すものであります。

これによりまして、市町村や民間等の小水力発電への取り組みを一層促進するとともに、発電所の建設及び保守管理において、県内企業を積極的に活用し、県内産業の活性化と企業の技術力の育成を図ることとしております。

また、収入面で、FIT制度により売電価格が高く設定されていること、一方で、インターネット技術を活用した監視制御等によりまして、維持管理費などの支出を抑えることができることから、採算性は確保できるものと考えております。

古屋委員

時間の関係から端的に質問いたします。

私の地元であります峡東3市で峡東地域広域水道企業団がございまして、上水を3市に提供しているわけでありまして。その水を使った小水力発電の計画がなされておりますけれども、その整備内容についてお伺いします。

赤池公営企業管理者 水道企業団の水道水を利用した発電計画につきましては、上水道施設を利用して発電するもので、本年度、水道企業団から建設に対する同意をいただいたことから、明年度、2カ所を整備していくこととしております。

総事業費は、3億7,800万円、最大出力は第一発電所が100キロワット、第二発電所が35キロワット、年間発電電力量は合計で一般家庭約300軒程度に相当する109万キロワットアワーを見込んでおりまして、平成31年4月の運用開始を目指してまいります。

古屋委員

最後になりますが、県全体で小水力発電事業の今後の取り組みについてどのようにお考えしているのかお伺いしたいと思います。

赤池公営企業管理者 お答えいたします。

やまなし小水力ファスト10の5カ所目となる西山ダムの河川維持流量を利用した発電所について、詳細設計を終えたところでありまして、今後、河川法などの手続を経て、明年度中の工事着工を目指してまいります。

また、6カ所目以降につきましては、現在、小水力発電の適地とされる地点において、流量測定などの調査を行っているところであり、今後、採算性が見込まれる地点から、順次、建設に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

今後も、やまなし小水力ファスト10を計画的に推進し、県内各地への整備を進めるとともに、市町村、民間等の取り組みを促すため、事業化に向けた技術的な支援や情報提供などによりまして、小水力発電の普及促進に取り組んでまいります。

古屋委員

自然エネルギーの有効活用は地球温暖化防止、こういったことにとって大変重要な課題であります。ぜひ引き続きこの事業の推進をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

以 上

予算特別委員長 渡辺 英機